

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務</p> <p>第一款 通則（第六十五条―第二百二十五条の六）</p> <p>第二款（第五款）（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第五節 外国業者に関する特例</p> <p>第一款 外国証券業者（第二百八条の二―第二百十四条）</p> <p>第二款（第四款）（略）</p> <p>第六節・第七節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務</p> <p>第一款 通則（第六十五条―第二百二十五条）</p> <p>第二款（第五款）（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第五節 外国業者に関する特例</p> <p>第一款 外国証券業者（第二百九条―第二百十四条）</p> <p>第二款（第四款）（略）</p> <p>第六節・第七節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に</p>

定めるところによる。

一～三 (略)

三の二 特定投資家向け売付け勧誘等 法第二条第六項に規定する
特定投資家向け売付け勧誘等をいう。

四～十 (略)

十の二 特定投資家向け有価証券 法第四条第三項に規定する特定
投資家向け有価証券をいう。

十の三 特定投資家向け取得勧誘 法第四条第三項第一号に規定す
る特定投資家向け取得勧誘をいう。

十一～四十三 (略)

4 (略)

第四条 令第十五条に規定する内閣府令で定めるものは、元引受契約
(同条に規定する元引受契約をいう。以下この条及び第四百七十七
条第三号において同じ。)の締結に際し、有価証券の発行者又は所有
者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うものであつ
て、次に掲げるもの以外のものとする。

一 当該元引受契約に係る有価証券の発行価額又は有価証券の売
し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価額の総額のうち金融
商品取引業者等及び外国証券業者の行う有価証券の引受けに係る
部分の金額(以下この条において「引受総額」という。)が百億
円を超える場合において他の者(資本金の額、基金の総額又は出
資の総額が三十億円以上である者に限る。)と共同して当該協議

定めるところによる。

一～三 (略)

(新設)

四～十 (略)

(新設)

(新設)

十一～四十三 (略)

4 (略)

第四条 令第十五条に規定する内閣府令で定めるものは、元引受契約
(法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下この条及
び第四百四十七条第三号において同じ。)の締結に際し、有価証券の
発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を
行うものであつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 当該元引受契約に係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額
のうち金融商品取引業者等及び外国証券業者の行う有価証券の引
受けに係る部分の金額(以下この条において「引受総額」という
。)が百億円を超える場合において他の者(資本金の額、基金の
総額又は出資の総額が三十億円以上である者に限る。)と共同し
て当該協議を行うものであつて、当該引受総額のうち自己の行う

を行うものであって、当該引受総額のうち自己の行う有価証券の引受けに係る部分の金額が百億円以下であるもの

二 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十六条 法第二十九条の四第二項(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 有価証券関連業を行う者が有価証券の引受けに係る業務により所有する株式(当該株式の払込期日(有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の場合にあつては、受渡期日)の翌日以後に所有するものを除く。)に係る議決権

六 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十六条 法第三十四条の二第四項(法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)とする。

有価証券の引受けに係る部分の金額が百億円以下であるもの

二 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十六条 法第二十九条の四第二項(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 有価証券関連業を行う者が有価証券の引受けに係る業務により所有する株式(当該株式の払込期日(有価証券の売出しの場合にあつては、受渡期日)の翌日以後に所有するものを除く。)に係る議決権

六 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十六条 法第三十四条の二第四項(法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)

第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち次に掲げるいずれかのもの(当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。)であつて、当該有価証券に係る解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として行うその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 公社債投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。ハ、第八十条第一項第五号ト、第一百十条第一項第一号ハ及び第百二十五条の四第一項第三号を除き、以下同じ。)のうち、主たる投資対象を短期の公社債(前号イからニまでに掲げる有価証券(外国又は外国法人の発行する証券又は証券で同様の性質を有するものを含む。))をいう。)、預金、金銭信託及びビコール・ローン等の金融資産とする

一・二 (略)

2・3 (略)

(保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)

第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち次に掲げるいずれかのもの(当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。)であつて、当該有価証券に係る解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として行うその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 公社債投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。ハ、第八十条第一項第五号ト及び第百十条第一項第一号ハを除き、以下同じ。)のうち、主たる投資対象を短期の公社債(前号イからニまでに掲げる有価証券(外国又は外国法人の発行する証券又は証券で同様の性質を有するものを含む。))をいう。)、預金、金銭信託及びビコール・ローン等の金融資産とするものであつて、次に掲げる要件の

ものであつて、次に掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(1) (4) (略)

ロ・ハ (略)

(届出業務)

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 十八 (略)

十九 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務〔法第三十五条第二項第一号、第二号、第五号の二及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。〕

二十 二十三 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合

イ (略)

ロ 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）を相

すべてに該当するものの受益証券

(1) (4) (略)

ロ・ハ (略)

(届出業務)

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 十八 (略)

十九 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務

二十 二十三 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合

イ (略)

(新設)

手方として公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。第一百条第一項第二号ト及び第一百一十一条第二号において同じ。）に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）

ハ・ニ（略）

ホ 累積投資契約（金融商品取引業者等が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。以下ホ及び第一百条第一項第一号イにおいて同じ。）による有価証券の買付け又は累積投資契約に基づき定期的にする有価証券の売付け

ヘ・ト（略）

チ 有価証券の引受け

リ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該金融商品取引契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合に限る。）

2～4（略）

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条（略）

2（略）

3 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売付けの媒

ロ・ハ（略）

ニ 累積投資契約（金融商品取引業者等が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。ニ及び第一百条第一項第一号イにおいて同じ。）による有価証券の買付け又は累積投資契約に基づき定期的にする有価証券の売付け

ホ・ヘ（略）

（新設）

（新設）

2～4（略）

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条（略）

2（略）

3 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売付けの媒

介、取次ぎ又は代理に係るものであつて、当該金融商品取引契約に係る顧客がこれらの有価証券の発行者又は所有者である場合には、第一項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十一条 その締結しようとする金融商品取引契約が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引(以下「商品ファンド関連取引」という。)に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十四条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 二十九 (略)

三十 元本の追加運用をすることができる商品ファンドに追加運用するための商品ファンド関連取引に係る金融商品取引契約の締結又はその代理若しくは媒介(以下この号において「締結等」という。)をしようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 当該勧誘の開始日が属する月の前々月末日において終了している直近十計算期間の各計算期間における募集、私募、売出し

介、取次ぎ若しくは代理又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱いに係るものであつて、当該金融商品取引契約に係る顧客がこれらの有価証券の発行者又は所有者である場合には、第一項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十一条 その締結しようとする金融商品取引契約が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引(以下「商品ファンド関連取引」という。)に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十四条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 二十九 (略)

三十 元本の追加運用をすることができる商品ファンドに追加運用するための商品ファンド関連取引に係る金融商品取引契約の締結又はその代理若しくは媒介(以下この号において「締結等」という。)をしようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 当該勧誘の開始日が属する月の前々月末日において終了している直近十計算期間の各計算期間における募集、私募又は売出し

又は特定投資家向け売付け勧誘等の金額、解約金額及び償還金額

二〇〇へ (略)

2〇〇4 (略)

(デリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面の共通記載事項)

第九十三条 その締結しようとする金融商品取引契約がデリバティブ取引等に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

六 デリバティブ取引又はその受託等(法第四十四条の二第一項第一号に規定する受託等をいう。以下同じ。)に係る手続に関する事項

以下同じ。)に係る手続に関する事項

事項

七 (略)

2 (略)

(店頭金融先物取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が店頭金融先物取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一〇二 (略)

し)の金額、解約金額及び償還金額

二〇〇へ (略)

2〇〇4 (略)

(デリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面の共通記載事項)

第九十三条 その締結しようとする金融商品取引契約がデリバティブ取引等に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

六 デリバティブ取引の受託等(法第四十四条の二第一項第一号に規定する受託等をいう。以下同じ。)に係る手続に関する事項

以下同じ。)に係る手続に関する事項

事項

七 (略)

2 (略)

(店頭金融先物取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が店頭金融先物取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一〇二 (略)

- 三 店頭金融先物取引又はその受託等に係る禁止行為に関する事項
四 (略)

2 (略)

(商品ファンドの運用の状況を示す報告書の記載事項等)

第九十九条 第九十八条第二項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜七 (略)

八 計算期間における商品ファンド関連受益権の募集、私募、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の件数、解約件数及び償還件数並びにそれらによる資産の増減額並びに運用開始から計算期間末までの募集、私募、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の件数、解約件数及び償還件数並びにこれらによる資産の増減額

九 (略)

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条 契約締結時交付書面に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 次に掲げる取引に係る金融商品取引契約が成立した場合であつて、契約することに当該取引の条件を記載した契約書を交付するものであるとき。

イ〜ハ (略)

- 三 店頭金融先物取引の受託等に係る禁止行為に関する事項
四 (略)

2 (略)

(商品ファンドの運用の状況を示す報告書の記載事項等)

第九十九条 第九十八条第二項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜七 (略)

八 計算期間における商品ファンド関連受益権の募集、私募又は売出しの件数、解約件数及び償還件数並びにそれらによる資産の増減額並びに運用開始から計算期間末までの募集、私募又は売出しの件数、解約件数及び償還件数並びにこれらによる資産の増減額

九 (略)

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条 契約締結時交付書面に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 次に掲げる取引に係る金融商品取引契約が成立した場合であつて、契約することに当該取引の条件を記載した契約書を交付するものであるとき。

イ〜ハ (略)

ト| 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者を相手方として公開買付けに係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）

チ| (略)

リ| 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該金融商品取引契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合に限る。）

三〇七 (略)

二〇八 (略)

（取引残高報告書の交付を要しない場合）

第百十一条 取引残高報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二| 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者を相手方として公開買付けに係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）

三| (略)

四| 第九十八条第一項第三号の金融商品取引契約又は受渡しが有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付けは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け

(新設)

ト| (略)

チ| 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い（当該金融商品取引契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合に限る。）

三〇七 (略)

二〇八 (略)

（取引残高報告書の交付を要しない場合）

第百十一条 取引残高報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

(新設)

二| (略)

三| 第九十八条第一項第三号の金融商品取引契約又は受渡しが有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い（当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者であるものに限る。）に係る

け勧誘等の取扱いに係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者であるものに限る。)に係るものである場合

五| (略)

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一(二十一) (略)

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。)又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。))以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。)の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の五に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。))若しくは売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。))又は特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手

ものである場合

四| (略)

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一(二十一) (略)

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を示す新株予約権証券(以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。)又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。))以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。)の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の五に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。))又は売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。))の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株予約権付社債券

方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イホ （略）

二十三～二十五 （略）

二十六 店頭金融先物取引又はその受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限る。）につき、顧客（特定投資家を除く。）に対し、当該顧客が行う当該店頭金融先物取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

二十七 委託金融商品取引業者が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）又は売出し若しくは

）、優先出資証券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イホ （略）

二十三～二十五 （略）

二十六 店頭金融先物取引の受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限る。）につき、顧客（特定投資家を除く。）に対し、当該顧客が行う当該店頭金融先物取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

二十七 委託金融商品取引業者が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）又は売出しをする自

特定投資家向け売付け勧誘等をする自己の株式の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを登録金融機関又はその役員（当該役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為（当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと（第一百五十五条第四号に規定する旨（同号イに係るものに限る。）を顧客に説明した場合を除く。）。

二十八（略）

2 前項第十九号及び第二十号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号ロに掲げるものに限る。）を除く。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等（法第五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項、第二百三十一条第二項及び第二百七十五条第三項において同じ。）をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

己の株式の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを登録金融機関又はその役員（当該役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為（当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと（第一百五十五条第四号に規定する旨（同号イに係るものに限る。）を顧客に説明した場合を除く。）。

二十八（略）

2 前項第十九号及び第二十号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号ロに掲げるものに限る。）を除く。）を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等（法第五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項、第二百三十一条第二項及び第二百七十五条第三項において同じ。）をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

(一般投資家に含まれない者)

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該特定投資家向け有価証券の発行者の取締役等(取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。以下「超える議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))の規定により発行者に對抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。)を自己若しくは他人の名義をもって保有する者(以下この条において「特定役員」という。)(又は当該特定役員の被支配法人等(当該発行者を除く。))

二 当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社(前号に掲げる者を除く。)

三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)(の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断

(新設)

に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

イ 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ イ又はロに掲げる有価証券を受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）とする有価証券信託受益証券（同号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）

ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3 第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

4 第一項第三号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定

する役員等をいう。

(特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外)

第二百二十五条の三 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める場合

は、次に掲げる場合とする。

- 一 一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条及び第二百二十五条の六第四号において同じ。）に対する勧誘に基づかないで次に掲げる行為を行う場合
 - イ 一般投資家を相手方として行う買付け
 - ロ 一般投資家のために行う売付けの取次ぎ又は代理（一般投資家を相手方として行う場合を除く。）
 - ハ 一般投資家から買付けをする者（一般投資家を除く。）のために行う当該買付けの媒介、取次ぎ又は代理
 - ニ 一般投資家のために行う取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における売付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ホ 一般投資家から取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における売付けの委託を受ける者のために行う当該委託の媒介、取次ぎ又は代理
- 二 法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。次号において同じ。）に係る株券等（同項に規定する株券等をいう。同号において同じ。）の売付けをする場合
- 三 法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けを行う者のため

(新設)

に当該公開買付けに係る株券等の買付けの媒介又は代理を行う場合（第一号に規定する場合を除く。）

四 法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）を行う者のために当該公開買付けに係る法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等の買付けの媒介又は代理を行う場合（第一号に規定する場合を除く。）

（特定投資家向け有価証券に係る告知を要しない売付け等）

第二百二十五条の四 令第十六条の七の二第一号へに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 累積投資契約（金融商品取引業者等が相手方から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該相手方に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。次項第一号において同じ。）による有価証券の売付け（過去に当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該相手方が取得し、又は保有したことのない場合を除く。）

二 相手方が所有する法第二条第一項第十号に掲げる有価証券から生ずる収益金をもってする当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付け

三 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託であって計算期間が一日のものの受益証券に限る。次項第三

（新設）

号において「特定公社債投資信託受益証券」という。)の売付け
(過去に当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を相手方が取得し
、又は保有したことのない場合を除く。)

2 令第十六条の七の二第二号二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 累積投資契約に基づき定期的にする有価証券の買付けの媒介、取次ぎ又は代理(過去に当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を相手方が取得し、又は保有したことのない場合を除く。)

二 相手方が所有する法第二条第一項第十号に掲げる有価証券から生ずる収益金をもつてする当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けの媒介、取次ぎ又は代理

三 特定公社債投資信託受益証券の買付けの媒介、取次ぎ又は代理(過去に当該特定公社債投資信託受益証券と同一の銘柄の有価証券を相手方が取得し、又は保有したことのない場合を除く。)

(特定投資家向け有価証券に関する告知の方法)

第二百二十五条の五 法第四十条の五第一項の規定により告知を行おうとする金融商品取引業者等は、法第二条第三項に規定する取得勧誘又は同条第四項に規定する売付け勧誘等を行うことなく令第十六条の七の二に規定する行為(以下この条において「告知対象行為」という。)を行うまでに(同条第一号に掲げる告知対象行為にあつては、当該告知対象行為を行うことを内容とする契約を締結するまでに)、当該告知を行わなければならない。

(新設)

2 |

法第四十条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該特定投資家向け有価証券が特定投資家向け有価証券であること。

二 当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。）に該当しないこと。

三 当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）について、同条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

四 当該有価証券について過去に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報（法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報（法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。以下同じ。）が公表されている場合にはその旨及び公表の方法（当該公表がインターネットを利用して行われている場合には、当該公表に係るホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であ

つて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるものを含む。）を含む。）

五 当該特定投資家向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること⁹

3 一の告知対象行為について二以上の金融商品取引業者等が法第四十条の五第一項の規定により告知をしなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が前項各号に掲げる事項を告知したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を告知することを要しない。

（特定投資家向け有価証券取引契約に係る告知事項）

第二百二十五条の六 法第四十条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定投資家向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第四号から第十号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。

二 特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四十条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

三 特定投資家向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定による発行者等情報の提供又は公表が行われること。

（新設）

四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、法に規定する場合を除き、一般投資家を相手方とし、又は一般投資家のために、売買の媒介、取次ぎ又は代理その他の法第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行うことができないこと。

第二款 投資助言業務及び投資運用業に関する特則

(運用報告書の交付)

第三百三十四条 (略)

2・3 (略)

4 法第四十二条の七第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 運用財産に係る受益証券(当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。)が特定投資家向け有価証券に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が対象期間経過後遅滞なく法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合(当該受益証券に係る契約その他の法律行為において、運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨の定めがある場合に限る。)

三 (略)

第二款 投資助言業務及び投資運用業に関する特則

(運用報告書の交付)

第三百三十四条 (略)

2・3 (略)

4 法第四十二条の七第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

(顧客分別金信託の要件)

第四百十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）については、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のすべてを満たさなければならない。

一～八 (略)

九 顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行うことができる場合は、次に掲げる場合とすること。

イ (略)

ロ 募集等受入金（顧客から受け入れた売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額（当該額が顧客分別金残余額を超える場合にあつては、当該顧客分別金残余額）の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行う場合

ハ (略)

十～十三 (略)

2～6 (略)

(顧客分別金信託の要件)

第四百十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）については、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のすべてを満たさなければならない。

一～八 (略)

九 顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行うことができる場合は、次に掲げる場合とすること。

イ (略)

ロ 募集等受入金（顧客から受け入れた売出し又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱いに係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額（当該額が顧客分別金残余額を超える場合にあつては、当該顧客分別金残余額）の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行う場合

ハ (略)

十～十三 (略)

2～6 (略)

(二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為)

第四百七十七条 法第四十四条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社(元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者(以下この号において「引受幹事会社」という。)であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額(以下この号において「引受額」という。))が他の引受幹事会社の引受額より少ないもの又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少ないものをいう。以下この款において同じ。)である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした運用を行うこと。

四 (略)

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為)

第四百七十七条 法第四十四条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社(元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者(以下この号において「引受幹事会社」という。)であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額(以下この号において「引受額」という。))が他の引受幹事会社の引受額より少ないもの又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少ないものをいう。以下この款において同じ。)である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした運用を行うこと。

四 (略)

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇三 (略)

四 次に掲げる場合において、その旨を顧客に説明することなく行う有価証券の売買の媒介（当該有価証券の引受けを行った委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

イ (略)

ロ 自己が借入金の主たる借入先である者が当該有価証券を発行する場合（自己が借入先である事実が法第七十二条の二第三項に規定する発行開示書類又は法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により提供され、若しくは公表された特定証券等情報において記載され、又は記録されている場合に限る。）。

五 (略)

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第百十七条第一項第

一〇三 (略)

四 次に掲げる場合において、その旨を顧客に説明することなく行う有価証券の売買の媒介（当該有価証券の引受けを行った委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い

イ (略)

ロ 自己が借入金の主たる借入先である者が当該有価証券を発行する場合（自己が借入先である事実が法第七十二条第三項に規定する発行開示書類に記載されている場合に限る。）

五 (略)

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第百十七条第一項第

二十七号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。

（）の引受人となる場合であつて、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

イ（略）

ロ その旨を金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者に説明することなく当該登録金融機関又は金融商品仲介業者に次に掲げる行為を行わせること（当該金融商品取引業者が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。）。

(1) (略)

(2) 当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

四・五（略）

六 有価証券（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券を除く。）の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ・ロ（略）

ハ 当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則で定めるところにより

二十七号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。

（）の引受人となる場合であつて、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

イ（略）

ロ その旨を金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者に説明することなく当該登録金融機関又は金融商品仲介業者に次に掲げる行為を行わせること（当該金融商品取引業者が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。）。

(1) (略)

(2) 当該有価証券の募集、売出し又は私募の取扱い

四・五（略）

六 有価証券（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券を除く。）の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ・ロ（略）

ハ 当該有価証券の募集又は売出しに際し、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則で定めるところにより、有価証券の募集又は売出しに際して行う当該有価証券に対する投資者

、有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査を行った場合において、当該調査により当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握され、合理的かつ公正な発行条件が決定されている場合

七〇九 (略)

十 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

一一・一二 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)
第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇五 (略)

六 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若し

の需要の状況に関する調査を行った場合において、当該調査により当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握され、合理的かつ公正な発行条件が決定されている場合

七〇九 (略)

十 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

一一・一二 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)
第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇五 (略)

六 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は

くは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作爲的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作爲的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

七・八 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第五百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる書面の写し
イ 次に掲げる規定に規定する書面

(1) (5) (略)

(6) 法第四十条の五第二項

ロ(二) (略)

二(六) (略)

七 募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録

八 募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録

九(十七) (略)

売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作爲的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作爲的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

七・八 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第五百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる書面の写し
イ 次に掲げる規定に規定する書面

(1) (5) (略)

(新設)

ロ(二) (略)

二(六) (略)

七 募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録

八 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録

九(十七) (略)

2 (略)

(取引日記帳)

第五百五十九条 第五百五十七条第一項第四号の取引日記帳には、法第二
条第八項第一号から第五号(同条第二十七項第二号に該当するもの
を除く。)まで、第八号及び第九号に掲げる行為(媒介又は代理に
係るものを除く。)に関し、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

一・二 (略)

三 売付け若しくは買付けの別又は募集若しくは売出しの取扱い若
しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い若しく
は解約若しくは払戻しの別

四十三 (略)

2 前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければなら
ない。

一 募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家
向け売付け勧誘等の取扱い又は解約若しくは払戻しの別(次号に
おいて「募集等」という。)については、それぞれに区分して記
載すること。

二八 (略)

3 (略)

(募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘

2 (略)

(取引日記帳)

第五百五十九条 第五百五十七条第一項第四号の取引日記帳には、法第二
条第八項第一号から第五号(同条第二十七項第二号に該当するもの
を除く。)まで、第八号及び第九号に掲げる行為(媒介又は代理に
係るものを除く。)に関し、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

一・二 (略)

三 売付け若しくは買付けの別又は募集若しくは売出しの取扱い若
しくは私募の取扱い若しくは解約若しくは払戻しの別

四十三 (略)

2 前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければなら
ない。

一 募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は解約若
しくは払戻しの別(次号において「募集等」という。)について
は、それぞれに区分して記載すること。

二八 (略)

3 (略)

(募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録)

等に係る取引記録)

第六十二条 第五十七条第一項第七号の募集若しくは売出し又は私募集若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録には、法第二条第八項第七号及び第八号に掲げる行為並びに令第一条の十二に規定する行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出し若しくは私募集若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は買取り若しくは解約若しくは払戻し(次項において「募集等」という。)の別

四〇七 (略)

2 前項の募集若しくは売出し又は私募集若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出し又は私募集若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

イ・ロ (略)

3 (略)

(募集若しくは売出しの取扱い又は私募集若しくは特定投資家向け売

第六十二条 第五十七条第一項第七号の募集若しくは売出し又は私募集に係る取引記録には、法第二条第八項第七号及び第八号に掲げる行為並びに令第一条の十二に規定する行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 募集、売出し若しくは私募又は買取り若しくは解約若しくは払戻し(次項において「募集等」という。)の別

四〇七 (略)

2 前項の募集又は私募集に係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一・二 (略)

三 募集又は私募集に係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

イ・ロ (略)

3 (略)

(募集若しくは売出しの取扱い又は私募集の取扱いに係る取引記録)

付け勧誘等の取扱いに係る取引記録)

第六十三条 第五十七条第一項第八号の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録には、法第二十八条第九号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い又は解約若しくは払戻し(次項において「募集等」という。)の別

四〇七 (略)

2 前項の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

イ・ロ (略)

3 (略)

(発注伝票)

第七十一条 第五十七条第一項第十七号ニの発注伝票には、運用

第六十三条 第五十七条第一項第八号の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録には、法第二十八条第九号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は解約若しくは払戻し(次項において「募集等」という。)の別

四〇七 (略)

2 前項の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

イ・ロ (略)

3 (略)

(発注伝票)

第七十一条 第五十七条第一項第十七号ニの発注伝票には、運用

財産の運用として行う取引及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第二号に掲げる行為に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 運用財産又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第二号に規定する運用に係る財産（以下「外国運用財産」という。）の名称その他の運用財産又は外国運用財産を特定するために必要な事項

二〇七（略）

八 発注日時（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第二号に掲げる行為を行う場合にあっては、発注日時及び受注日時）

九〇十一（略）

2 前項の発注伝票は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一〇三（略）

四 複数の運用財産又は外国運用財産に係る同一銘柄の注文を一括して金融商品取引業者に発注する場合（次項において「一括発注」という。）の発注伝票については、日付順につづり込んで保存すること。

五（略）

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによることができる。

一 一括発注に係る運用財産又は外国運用財産の名称その他の運用

財産の運用として行う取引に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 運用財産の名称その他の運用財産を特定するために必要な事項

二〇七（略）

八 発注日時

九〇十一（略）

2 前項の発注伝票は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一〇三（略）

四 複数の運用財産に係る同一銘柄の注文を一括して金融商品取引業者に発注する場合（次項において「一括発注」という。）の発注伝票については、日付順につづり込んで保存すること。

五（略）

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによることができる。

一 一括発注に係る運用財産の名称その他の運用財産を特定するた

財産又は外国運用財産を特定するために必要な事項及び運用財産又は外国運用財産の保管を行っている者の商号又は名称 これらの事項については記載を省略すること。ただし、この場合においては、運用財産又は外国運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面を添付するものとする。

二〇五 (略)

4 (略)

(説明書類の記載事項)

第七百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 金融商品取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (7) (略)

(8) 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し、私募又は特定投資家向け売付け

勧誘等の取扱高

(9) (11) (略)

三〇五 (略)

めに必要な事項及び運用財産の保管を行っている者の商号又は名称 これらの事項については記載を省略すること。ただし、この場合においては、運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面を添付するものとする。

二〇五 (略)

4 (略)

(説明書類の記載事項)

第七百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 金融商品取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (7) (略)

(8) 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高

(9) (11) (略)

三〇五 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百八十一条 (略)

- 2 前項第二号の規定にかかわらず、国内に金融商品取引業を行う者(外国の業所又は事務所を有しない第二種金融商品取引業を行う者(外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内において金融商品取引業のうち取引所取引業務(法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいう。以下この項において同じ。))以外のものを行わない者に限る。))は、取引所取引業務については、外国の法令に基づいて作成される書類であつて同号イに掲げる帳簿書類(取引所取引業務に係るものに限る。))に類するもの(以下この項において「外国帳簿書類」といい、外国帳簿書類が外国語で作成される場合にあつては、次に掲げる書類(次項において「外国帳簿書類等」という。))をもつて、同号イに掲げる帳簿書類(取引所取引業務に係るものに限る。))に代えることができる。
- 一 外国帳簿書類
- 二 外国帳簿書類の様式の訳文

- 3 第一項第一号及び第三号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日(第一項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日(五年間、第一項第二号(同条第一項第三号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、そ

(業務に関する帳簿書類)

第百八十一条 (略)

(新設)

- 2 前項第一号及び第三号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日(前項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日(五年間、前項第二号(同条第一項第三号に掲げる帳簿書類に限る。))及び第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号(同条第一項第三号に掲げる帳

の作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第三号に掲げる帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第三号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）及び第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（資産の国内保有）

第九十七条 法第四十九条の五の規定により金融商品取引業者が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

- 一 略
- 二 次に掲げる有価証券（ハからホまでに掲げるものにあつては、国内における有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係るものに限る。）

イホ （略）

三〇七 （略）

（届出書に添付すべき書類）

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引

簿書類を除く。）第三号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）及び第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（資産の国内保有）

第九十七条 法第四十九条の五の規定により金融商品取引業者が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

- 一 略
- 二 次に掲げる有価証券（ハからホまでに掲げるものにあつては、国内における有価証券の募集又は売出しに係るものに限る。）

イホ （略）

三〇七 （略）

（届出書に添付すべき書類）

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引

業者等（第三号において「届出者」という。）は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 法第五十条第一項第三号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 他の法人と合併した場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2) （略）

(3) 合併後の純財産額（届出者が第一種金融商品取引業を行う者である場合にあっては、純財産額及び自己資本規制比率。

ロ(3)及びハ(3)において同じ。）を記載した書面

(4) （略）

ロ 分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2) （略）

(3) 分割後の純財産額を記載した書面

ハ 他の法人から事業の全部又は一部を譲り受けた場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2) （略）

(3) 事業の譲受け後の純財産額を記載した書面

四十八 （略）

業者等は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 法第五十条第一項第三号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 他の法人と合併した場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2) （略）

(3) 合併後の純財産額及び自己資本規制比率を記載した書面

(4) （略）

ロ 分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2) （略）

(3) 分割後の純財産額及び自己資本規制比率を記載した書面

ハ 他の法人から事業の全部又は一部を譲り受けた場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2) （略）

(3) 事業の譲受け後の純財産額及び自己資本規制比率を記載した書面

四十八 （略）

第五節 外国業者に関する特例

第一款 外国証券業者

(外国証券業者に係る特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外)

第二百八条の二 令第十七条の三に規定する投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、第二百二十五条の三各号に掲げる場合とする。

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 前条第二号に該当する場合(合併の場合に限る。) 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 合併後の純財産額を記載した書面

ニ (略)

三 前条第二号に該当する場合(分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合に限る。) 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

第五節 外国業者に関する特例

第一款 外国証券業者

(新設)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 前条第二号に該当する場合(合併の場合に限る。) 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 合併後の純財産額及び自己資本規制比率を記載した書面

ニ (略)

三 前条第二号に該当する場合(分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合に限る。) 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 分割後の純財産額を記載した書面

四 前条第二号に該当する場合（他の法人の事業の全部又は一部を譲り受けた場合に限る。） 次に掲げる書類

イ・ロ （略）

ハ 事業の譲受け後の純財産額を記載した書面

五十六 （略）

（業務に関する帳簿書類）

第二百二十五条 法第六十条の六において準用する法第四十六条の二の規定により取引所取引許可業者が作成し、保存しなければならない帳簿書類は、第二百五十七条第一項第三号、第四号、第六号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる帳簿書類又は外国の法令に基づいて作成される書類であつてこれらの帳簿書類に類するもの（以下この項において「外国帳簿書類」といい、外国帳簿書類が外国語で作成される場合にあつては、次に掲げる書類（次項において「外国帳簿書類等」という。）とする。

一 外国帳簿書類

二 外国帳簿書類の様式の訳文

2 前項に規定する帳簿書類は、第二百五十七条第一項第三号に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等にあつては、その作成の日から七年間、同項第四号、第六号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる帳簿書類並びにこれらに類する外国帳簿書類等にあつては

ハ 分割後の純財産額、自己資本規制比率を記載した書面

四 前条第二号に該当する場合（他の法人の事業の全部又は一部を譲り受けた場合に限る。） 次に掲げる書類

イ・ロ （略）

ハ 事業の譲受け後の純財産額、自己資本規制比率を記載した書面

五十六 （略）

（業務に関する帳簿書類）

第二百二十五条 法第六十条の六において準用する法第四十六条の二の規定により取引所取引許可業者が作成し、保存しなければならない帳簿書類は、第二百五十七条第一項第三号、第四号、第六号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる帳簿書類とする。

（新設）

（新設）

2 前項に規定する帳簿書類は、第二百五十七条第一項第三号に掲げる帳簿書類にあつては、その作成の日から七年間、同項第四号、第六号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる帳簿書類にあつては、その作成の日から十年間保存しなければならない。

、その作成の日から十年間保存しなければならない。

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第二百二十七条 令第十七条の十第一項ただし書の承認を受けようとする取引所取引許可業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該事業報告書に係る事業年度終了の日

四 (略)

2 (略)

3 所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内(直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあつては、その直前事業年度)から当該申請に係る同項第四号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の取引所取引許可業者が毎事業年度経過後三

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第二百二十七条 令第十七条の十第一項ただし書の承認を受けようとする取引所取引許可業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該事業報告書に係る期間(毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下この条及び次条において同じ。)終了の日

四 (略)

2 (略)

3 所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その期間経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する期間(その日が期間の開始後三月以内(直前の期間に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあつては、その直前の期間)から当該申請に係る同項第四号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する期間の直前の期間に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の取引所取引許可業者が毎期間経過後三月以

月以内に次に掲げる事項を記載した書類を所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 (略)

(その他の書類等の提出期限の承認の手続等)

第二百二十八条 令第十七条の十第三項ただし書の承認を受けようとする取引所取引許可業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該その他の書類等に係る事業年度終了の日

四 (略)

2 (略)

3 所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内にその他の書類等を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内(直前事業年度に係るその他の書類等の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承

内に次に掲げる事項を記載した書類を所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 (略)

(その他の書類等の提出期限の承認の手続等)

第二百二十八条 令第十七条の十第三項ただし書の承認を受けようとする取引所取引許可業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該その他の書類等に係る期間終了の日

四 (略)

2 (略)

3 所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その期間経過後三月以内にその他の書類等を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する期間(その日が期間開始後三月以内(直前の期間に係るその他の書類等の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間

認を受けた期間内)の日である場合にあっては、その直前事業年度()から当該申請に係る同項第四号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係るその他の書類等について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の取引所取引許可業者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 (略)

(業務又は財産の状況に関する報告等)

第二百二十九条 第七十三条(第二号を除く。)の規定は、法第六十条の六において準用する法第四十六条の三第二項に規定する取引所取引許可業者の取引所取引業務又は財産の状況に関する報告書について準用する。この場合において、第七十三条第一号中「毎事業年度(当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあっては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間。次号及び次条において同じ。)」とあるのは、「毎事業年度」と読み替えるものとする。

内)の日である場合にあっては、その直前の期間()から当該申請に係る同項第四号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する期間の直前の期間までの事業年度に係るその他の書類等について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の取引所取引許可業者が毎期間経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 (略)

(業務又は財産の状況に関する報告等)

第二百二十九条 第七十三条(第二号を除く。)の規定は、法第六十条の六において準用する法第四十六条の三第二項に規定する取引所取引許可業者の取引所取引業務又は財産の状況に関する報告書について準用する。この場合において、第七十三条第一号中「毎事業年度(当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあっては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間。次号及び次条において同じ。)」とあるのは、「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」と読み替えるものとする。

2 (略)

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 (略)

2 前項第六号及び第七号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)又は売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し(同号ロに掲げるものに限る。))を除く。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

(明示事項)

第二百七十二條 法第六十六条の十一第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 投資助言業務を行う場合において、投資助言業務の顧客に対し金融商品仲介行為(法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為に限る。以下この条において同じ。))を行う場合(一定の期間における金融商品仲介行為に係る手数料等の額が、当該金融商品仲介行為の回数にかかわらず一定となっている場合であつて、あらかじめ当該手数料等の形態又は額を顧客に対し明示して

2 (略)

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 (略)

2 前項第六号及び第七号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)又は売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し(同号ロに掲げるものに限る。))を除く。)を容易にするために取引所金融商品市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

(明示事項)

第二百七十二條 法第六十六条の十一第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 投資助言業務を行う場合において、投資助言業務の顧客に対し金融商品仲介行為(法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為に限る。以下この条において同じ。))を行う場合(一定の期間における金融商品仲介行為に係る報酬の額が、当該金融商品仲介行為の回数にかかわらず一定となっている場合であつて、あらかじめ当該報酬の形態又は額を顧客に対し明示している場合

いる場合を除く。)は、当該金融商品仲介行為により得ることとなる手数料等の額(あらかじめ手数料等の額が確定しない場合においては、当該手数料等の額の算定方法)

三 (略)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 (略)

2 (略)

3 第一項第十五号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)又は売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し(同号ロに掲げるものに限る。)を除く。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等の媒介を行う場合には、適用しない。

(一般投資家に含まれない者)

第二百七十五条の二 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で

定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該特定投資家向け有価証券の発行者の取締役等(取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。)
()であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を

を除く。)は、当該金融商品仲介行為により得ることとなる報酬の額(あらかじめ報酬の額が確定しない場合においては、当該報酬の額の算定方法)

三 (略)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 (略)

2 (略)

3 第一項第十五号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)又は売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し(同号ロに掲げるものに限る。)を除く。)を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等の媒介を行う場合には、適用しない。

(新設)

超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を自己若しくは他人の名義をもって保有する者（以下この条において「特定役員」という。）又は当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）

二 当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前号に掲げる者を除く。）

三 当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

イ 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ イ又はロに掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券信

託受益証券

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3 第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

4 第一項第三号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。

（特定投資家向け有価証券の売買の媒介等の制限の例外）

第二百七十五条の三 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める場合は、一般投資家（同条に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。）に対する勧誘に基づかないで所属金融商品取引業者等のために当該一般投資家が行う取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における売付けの委託の媒介を行う場合とする。

（新設）

十 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 認可金融商品取引業協会（第一条の二―第二十一条）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 認可金融商品取引業協会</p> <p>（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）</p> <p>第一条の二 法第六十七条第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあつては、協会員（認可金融商品取引業協会（以下「認可協会」という。）の会員をいう。以下同じ。）に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。</p> <p>一 有価証券の発行者</p> <p>二 有価証券の発行者の取締役等（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 認可金融商品取引業協会（第二条―第二十一条）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 認可金融商品取引業協会</p> <p>（新設）</p>

の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を自己若しくは他人の名義をもつて保有する者（以下この条において「特定役員」という。）又は当該特定役員の被支配法人等（前号に掲げる者を除く。）

三 有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもつて保有する会社（前号に掲げる者を除く。）

四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を協会員に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）

イ 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ イ又はロに掲げる有価証券を金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第二条の三第三号に規定する受託有価証券とする同号に規定する有価証券信託受益証券

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第二号及びこの項の規定を適用する。

3 第一項第二号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

4 第一項第四号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。

（業務の委託）

第三条 認可協会は、法第七十七条の三第一項に定める業務のほか、定款の定めるところにより、法第六十七条の八第一項第九号、第十二号及び第十四号に掲げる事項に関する業務の一部を他の認可協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会（以下「認定協会」という。）に委託することができる。

（業務の委託）

第三条 認可金融商品取引業協会（以下「認可協会」という。）は、法第七十七条の三第一項に定める業務のほか、定款の定めるところにより、法第六十七条の八第一項第九号、第十二号及び第十四号に掲げる事項に関する業務の一部を他の認可協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会（以下「認定協会」という

<p>2 (略)</p> <p>(売買高、価格等の通知等)</p> <p>第十七条 法第六十七条の十九の規定により、認可協会は、その規則で定める方法により、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買については別表第一の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項を、取扱有価証券の売買については別表第二の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項を、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買については別表第三の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項をその協会員に通知し、公表しなければならない。</p> <p>(認定の申請書の添付書類)</p> <p>第二十二条 令第十八条の四の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(売買高、価格等の通知等)</p> <p>第十七条 法第六十七条の十九の規定により、認可協会は、その規則で定める方法により、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買については別表第一の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項を、取扱有価証券の売買については別表第二の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項を、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買については別表第三の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項をその協会員に通知し、公表しなければならない。以下同じ。)に通知し、公表しなければならない。</p> <p>(認定の申請書の添付書類)</p> <p>第二十二条 金融商品取引法施行令(以下「令」という。)第十八条の四の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～五 (略)</p>
--	---

十一 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>十六 委託金融商品取引所 法第百二条の十九第一項に規定する委託金融商品取引所をいう。</p> <p>十七 三十 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(取引所金融商品市場開設の免許の予備審査)</p> <p>第五条の二 法第八十条第一項の免許を受けようとする者は、法第八十一条第一項の免許申請書及び同条第二項の書類に準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。</p> <p>(自主規制業務)</p> <p>第七条 法第八十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>十六 委託金融商品取引所 法第百二条の二十に規定する委託金融商品取引所をいう。</p> <p>十七 三十 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(自主規制業務)</p> <p>第七条 法第八十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>

一〇三 (略)

四 上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示又は提供に関する審査及び上場する有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務

五・六 (略)

(特定業務)

第七条の二 法第八十五条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為に関する業務とする。

一 有価証券又はその発行者が上場又は上場廃止に関する基準又は要件に適合するかどうかの調査

二 上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示又は提供が前条第四号の審査を行うための基準に適合するかどうかの調査

三 上場する有価証券の発行者に対する前条第四号の措置を行うための基準に適合するかどうかの調査及び当該措置の目的を達成させるために必要な措置

(金融商品取引所が特定業務を委託する場合に講ずべき措置)

第七条の三 金融商品取引所は、法第八十五条第四項の規定により特定業務(同項に規定する特定業務をいう。以下この条及び第三十二条の二において同じ。)を委託する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〇三 (略)

四 上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査及び上場する有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務

五・六 (略)

(新設)

(新設)

-
- 一 当該特定業務を的確、公正かつ効率的に実施することができる
と認められる者に委託するための措置
 - 二 当該特定業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、当該特定業務以外の業務による利益を図るため、当該特定業務に関し、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は当該特定業務に係る有価証券の発行者を不当に害する行為を行うことを防止するための措置
 - 三 受託者が、当該特定業務に関して知り得た情報を、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は当該特定業務に係る有価証券の発行者を不当に害する行為に利用することを防止するための措置
 - 四 当該特定業務に係る発行者に対する受託者の独立性を確保するための措置
 - 五 受託者における当該特定業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて報告を求め、実地調査をし、又はその他の手段により確認することにより、受託者が当該特定業務を的確に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置
 - 六 金融商品取引所の自主規制業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資者の保護を図るため必要がある場合には、当該特定業務の委託の条件の変更、違約金の徴収、委託の終了その他の必要な措置を講ずるための措置
-

(金融商品の取引に類似する取引に係る認可申請等)

第九条の二 法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、算定制当量(同項に規定する算定制当量をいう。)に類似するものに係る取引とする。

(新設)

2 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 認可を受けようとする業務の種類
- 二 当該業務の開始予定年月日

3 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該業務を行う理由を記載した書面
- 二 当該業務の内容及び方法を記載した書面
- 三 当該業務に関する内部規則
- 四 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置を記載した書面
- 五 当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面

(金融商品の取引に類似する取引に係る認可の予備審査)

第九条の三 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、前条第二項の認可申請書及び同条第三項各号の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(新設)

(自主規制法人が特定業務を再委託する場合に講ずべき措置)

第三十二条の二 第七条の三の規定は、法第百二条の十九第一項ただし書の規定により自主規制法人が特定業務を再委託する場合について準用する。

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類(申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ 申請者が法人(地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。)である場合 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 役員(会計参与を除く。以下(3)において同じ。)の履歴書及び住民票の抄本(本籍の記載のあるものに限る。)並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(新設)

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類

イ 申請者が法人である場合 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 取締役及び監査役(会社以外の法人にあつては理事、監事その他これらに準ずる者。(3)において同じ。)の履歴書及び住民票の抄本(本籍の記載のあるものに限る。)又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）並びに会計参与が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(5) (略)

(6) 認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下(6)において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(7)・(8) (略)

(9) 外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。(11)において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書類

(10) 外国金融商品取引市場開設者持株会社（令第十九条の三の三第三号に規定する外国金融商品取引市場開設者持株会社をいう。以下(10)及び(11)において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令

(4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(5) (略)

(6) 認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。(6)において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(7)・(8) (略)

(新設)

(新設)

を含む。)に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて法第六六条の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書類

(11) 外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者持株会社にあつては、その総株主の議決権の保有基準割合(法第六三條の二第一項に規定する保有基準割合をいう。)

以上)の数の対象議決権(同項に規定する対象議決権をいう。)(を)を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所が認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社(令第十九條の三の三第二号ハに規定する子会社をいう。)であることを知ることができる書類
ロ 申請者が地方公共団体である場合 最終の貸借対照表その他の当該地方公共団体の最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類

ハ (略)

二〇四 (略)

(金融商品取引所持株会社の認可の予備審査)

第五十八條 法第六六條の十第一項の認可を受けようとする者は、前條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同條第一項の認可申請書及び同條第二項各号に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(新設)

ロ 申請者が地方公共団体である場合 最終の貸借対照表その他の当該地方公共団体の最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類

ハ (略)

二〇四 (略)

(金融商品取引所持株会社の認可の予備審査)

第五十八條 法第六六條の十第一項の認可を受けようとする者は、前條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同條第一項の認可申請書及び同條第二項各号に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(金融商品取引所持株会社の特定保有者の届出に関する事項等)

第六十条 第四十四条の規定は法第六六条の十四第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第四十五条の規定は法第六六条の十五の規定により対象議決権保有届出書を提出する者及び同項に規定する内閣府令で定める事項について、第五十五条の規定は法第六六条の十七第一項の認可を受けようとする者について、それぞれ準用する。

2| 第五十四条(第二項第一号イ(10)を除く。)の規定は、法第六六条の十七第一項の認可を受けようとする者について準用する。この場合において、同号イ(11)中「外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者持株会社」とあるのは「外国金融商品取引市場開設者」と、「認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社」とあるのは「認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所」と読み替えるものとする。

(一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者)

第六十三條の二 法第一百七條の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者(第一号から第三号までに掲げる者にあつては、会員等に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。)とする。

- 一 有価証券の発行者
- 二 有価証券の発行者の取締役等(取締役、監査役、執行役、理事

(金融商品取引所持株会社の特定保有者の届出に関する事項等)

第六十条 第四十四条の規定は法第六六条の十四第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第四十五条の規定は法第六六条の十五の規定により対象議決権保有届出書を提出する者及び同項に規定する内閣府令で定める事項について、第五十四条及び第五十五条の規定は法第六六条の十七第一項の認可を受けようとする者について、それぞれ準用する。

(新設)

(新設)

若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。)であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権(法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。)の百分の五十を超える議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「特定議決権」という。)を自己若しくは他人の名義をもって保有する者(以下この条において「特定役員」という。)又は当該特定役員の被支配法人等(前号に掲げる者を除く。)

三 有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える特定議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社(前号に掲げる者を除く。)

四 有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該発行者の発行する当該有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行う)ことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。))を会員等に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。)

イ 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ イ又はロに掲げる有価証券を令第二条の三第三号に規定する受託有価証券とする同号に規定する有価証券信託受益証券

ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える特定議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第二号及びこの項の規定を適用する。

3 第一項第二号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える特定議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

4 第一項第四号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。

（届出書の提出先等）

第二百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第百条の十六（法第二百二条の三十六において準用する場合を

（届出書の提出先等）

第二百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第百条の十六（法第二百二条の三十六において準用する場合を含む。）、第百一条の十七第二項

含む。)、第一百一条の十七第二項、第一百二条の十五第一項、第一百三
条の二第三項、第一百五條、第一百六條の三第一項、第三項（法第六六
条の十七第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第五項（
法第六六條の十七第四項において準用する場合を含む。）、第六六
条の八第二項（法第六六條の二十二第二項及び第七七條第二項にお
いて準用する場合を含む。）、第六六條の十一第一項、第六六條の
十四第三項、第六六條の十七第一項、第六六條の二十四ただし書、
第一百二十條、第一百二十二條第一項（法第六六條の二十三條において準用す
る場合を含む。）、第六六條の二十四第一項若しくは第三項、第六六
六條第二項、第六六條の二十八條、第六六條の三十四條第五号若しくは第
二項、第六六條の三十五條、第六六條の四十條第二項、第六六條の四十九條、第六六
五十三條の三又は第六六條の八十八條（金融商品取引所及び金融商品取引所持
株会社に係るものに限る。）、の規定により免許申請書、認可申請書
、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官
に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所又
は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の
管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなけ
ればならない。

2 (略)

(標準処理期間)

第一百二十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十條第一項、
第八十五條第一項、第八十七條の二第一項ただし書、第八十七條の

、第一百二条の十五第一項、第一百三條の二第三項、第一百五條、第六六
条の三第一項、第三項（法第六六條の十七第四項において準用する
場合を含む。）、若しくは第五項（法第六六條の十七第四項において
準用する場合を含む。）、第六六條の八第二項（法第六六條の二十
二第二項及び第七七條第二項において準用する場合を含む。）、第
六六條の十一第一項、第六六條の十四第三項、第六六條の十七第一
項、第六六條の二十四ただし書、第六六條の二十條、第六六條の二十
一第一項、第六六條の二十四ただし書、第六六條の二十六條、第六六
六條の三十四條第一項第五号若しくは第二項、第六六條の三十五條、第
六六條の四十條第二項、第六六條の四十九條、第六六條の五十三條の三
又は第六六條の八十八條（金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社に
係るものに限る。）、の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書そ
の他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これら
の書類の写しを、当該者の主たる事務所又は本店の所在地を管轄す
る財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に
あつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2 (略)

(標準処理期間)

第一百二十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十條第一項、
第八十五條第一項、第八十七條の三第一項ただし書若しくは第三項

三第一項ただし書若しくは第三項、第一百一条の十七第一項、第二百一条の十四、第二百五条第一項、第百六条の三第一項、第百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第百六条の十四第四項ただし書、第百六条の十七第一項、第百二十二条第一項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十六条第二項、第百三十四条第一項第五号、第百三十五条第一項、第百四十条第一項、第百四十九条第一項又は第百五十五条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2
(略)

、第一百一条の十七第一項、第百二条の十四、第百五条第一項、第百六条の三第一項、第百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第百六条の十四第四項ただし書、第百六条の十七第一項、第百六条の二十四ただし書、第百二十二条第一項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十六条第二項、第百三十四条第一項第五号、第百三十五条第一項、第百四十条第一項、第百四十九条第一項又は第百五十五条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2
(略)

十二 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 納付命令（第一条―第一条の二十三）</p> <p>第二章 審判手続</p> <p>第一節 総則（第一条の二十四―第十三条）</p> <p>第三節・第四節 （略）</p> <p>第五節 決定（第六十条―第六十一条の九）</p> <p>第六節 （略）</p> <p>附則</p> <p>（監査報酬額）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める額は、その事業年度（同項に規定する事業年度をいう。次条から第一条の七までにおいて同じ。）に係る法第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類について、当該書類を提出する者が、同項に規定する監査証明（同項第一号又は第二号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を含む。）を受ける対価として、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（公認</p>	<p>目次</p> <p>第一章 納付命令（第一条―第一条の三）</p> <p>第二章 審判手続</p> <p>第一節 総則（第一条の四―第十三条）</p> <p>第三節・第四節 （略）</p> <p>第五節 決定（第六十条―第六十一条の五）</p> <p>第六節 （略）</p> <p>附則</p> <p>（市場価額の総額）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百七十二条の二第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額</p> <p>イ (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める事業年度（発行者が法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券を発行しているときは、当該特定有価証券に係る法第二十四条第五項において準</p>

会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等を含む。)に
支払い、又は支払うべき金銭その他の財産の価額の総額とする。

用する同条第一項に規定する特定期間とする。以下この条及び
次条において同じ。)における法第七十二条の二第一項第二
号イに規定する算定基準有価証券(以下この条において「算定
基準有価証券」という。)の毎日の最終の価格(法第六十七条
の十九又は法第三十条に規定する最終の価格のうち最も高い
ものをいい、同一の日において同一の継続開示書類(法第七
十八条第五項に規定する継続開示書類をいう。)に係る内容の
異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があ
るときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの
種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じ
て得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価
証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)で除
した額をいう。以下この条において同じ。)

(1) 法第七十二条の二第一項に規定する有価証券報告書等(以下この号及び次条において同じ。)において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 当該有価証券報告書等に係る法
第八十五条の七第十九項第一号に定める事業年度

(2) 法第七十二条の二第二項に規定する四半期・半期・臨時
報告書等(以下この号及び次条において同じ。)において重
要な事項につき虚偽の記載がある場合 当該四半期・半期・
臨時報告書等に係る法第八十五条の七第十九項第二号から
第四号に定める事業年度
最終の価格が公表された日の数

(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合)

第一条の二 法第七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する有価証券報告書に係る事業年度の日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額(同項に規定する監査報酬額をいう。次項において同じ。)が四百万円に満たない場合とする。

2 法第七十二条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する四半期・半期報告書に係る期間の日数に二を乗じて得た日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額が四百万円に満たない場合とする。

二 イに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数

イ 前号イ(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める期間において最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)

ロ 最終の価格が公表された日の数

(貸借対照表)

第一条の二 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 有価証券報告書等において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 前条第一号イ(1)に定める事業年度に係る有価証券報告書(法第二十四条第一項(同条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。))及び法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する有価証券報告書をいう。次号において同じ。)に記載されている連結貸借対照表(連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表とする。)

二 四半期・半期・臨時報告書等において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 前条第一号イ(2)に定める事業年度の直前の事業年度に係る有価証券報告書に記載されている連結貸借対照表(連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表とする。)

(有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額)

第一条の三 法第七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額

イ (1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間における法第七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券(以下この条において「算定基準有価証券」という。)の毎日の最終の価格(法第六十七条の十九又は法第七十三条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一の日において同一の有価証券報告書等(法第七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書等)をいう。以下この条において同じ。)又は四半期・半期・臨時報告書等(法第七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等)をいう。)に係る内容の異なる種類の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)で除した額をいう。以下この条において同じ。

(1) 法第七十二条の四第一項に規定するとき 当該有価証券報告書等に係る法第八十五条の七第二十九項第一号に定め

(最終の価格がない場合にこれに相当するもの)

第一条の三 法第七十五条第五項及び第六項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等(法第七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この号において同じ。)又は有価証券の買付け等(同条第四項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この号において同じ。)が、上場有価証券等(金融商品取引所(法第二十六条に規定する金融商品取引所)をいう。以下この号及び次号において同じ。)に上場されている有価証券、同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券又は法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。次号において同じ。)の売付けその他の有償の譲渡若しくは買付けその他の有償の譲受け又は市場デリバティブ取引(法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引をいう。次号において同じ。)の場合、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等について法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日(次号において「重要事実等公表日」という。)の翌日後における直前に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会(法第十三条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会)をいう。次号におい

る事業年度の期間

(2) 法第七十二条の四第二項に規定するとき（法第八十五条の七第二十九項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）
当該四半期報告書に係る期間

(3) 法第七十二条の四第二項に規定するとき（法第八十五条の七第二十九項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）
当該半期報告書に係る期間

(4) 法第七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（法第八十五条の七第二十九項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）
当該臨時報告書を提出した日（法第七十二条の四第三項に規定する場合にあつては、臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間
イ(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間において最終の価格が公表された日の数
ロ
前号イ(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)ま

て同じ。）が公表した価格

二 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）の売付けその他の有償の譲渡若しくは買付けその他の有償の譲受け、店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）の場合のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ 非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡又は買付けその他の有償の譲受けの場合
当該非上場有価証券に係る特定有価証券等（法第六十三条第一項に規定する特定有価証券等）をいう。以下この号において同じ。）又は株券等（法第六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この号において同じ。）であつて、上場有価証券等に該当するものについて、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した重要事実等公表日の翌日における最終の価格（当該価格がない場合には、当該翌日後における直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格。以下この号において同じ。）に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。イにおいて同じ。）で行われた場合

で定める期間におけるイに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数

イ 最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）

ロ 最終の価格が公表された日の数

（貸借対照表）

第一条の四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第七十二条の四第一項に規定するとき 前条第一号イ(1)に定める事業年度に係る有価証券報告書（法第二十四条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条にお

には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により金融庁長官が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における重要事実等公表日の翌日における最終の価格（当該価格がない場合には、当該翌日後における直近の価格）

ロ 店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（ロにおいて「店頭デリバティブ取引等」という。）の場合 当該店頭デリバティブ取引等に係る特定有価証券等若しくは株券等であつて上場有価証券等に該当するもの又は特定有価証券等若しくは株券等に係る市場デリバティブ取引に該当するものについて、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した重要事実等公表日の翌日における最終の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

（新設）

いて準用する場合を含む。)に規定する有価証券報告書をいう。次号、第一条の六及び第一条の七において同じ。)に記載されている当該事業年度に係る連結貸借対照表(連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。)

二 法第七十二条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定するとき 前条第一号イ(2)から(4)までに定める期間の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表

三 法第七十二条の十一第一項に規定するとき 当該虚偽等のある発行者等情報(同項に規定する虚偽等のある発行者等情報をいう。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。)に係る法第八十五条の七第二十九項第五号に規定する事業年度(当該虚偽等のある発行者等情報(訂正発行者情報(法第二十七条の三十二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。)である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報(法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。))が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度)の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの(発行者情報に表示されたものに限る。)

(投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事項)

第一条の五 法第七十二条の四第三項に規定する内閣府令で定める

事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に定める事項

二 企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の二各号に定める部分に記載すべき事項又は当該各号に定める部分に記載された内容に生じた変更の内容

三 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第十六条各号に掲げる事項

四 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十九条第二項各号（同条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）に定める事項

（最終の価格がない場合にこれに相当するもの）

第一条の六 法第七十二条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 株券等（法第七十二条の五に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）又は上場株券等（法第七十二条の五に規定する上場株券等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証券等（金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券、店頭

（新設）

（新設）

売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）又は取扱有価証券（法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）をいう。以下この章において同じ。）である場合 法第七十二条の六第一項第一号に規定する公開買付開始公告を行った日前の直前に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が公表した価格

二 株券等又は上場株券等が上場有価証券等以外の有価証券（以下この章において「非上場有価証券」という。）である場合 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 法第七十二条の六第一項第一号に規定する公開買付開始公告を行った日の属する事業年度の直前事業年度に係る株券等又は上場株券等に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合計額を控除して得た額

ロ 法第七十二条の六第一項第一号に規定する公開買付開始公告を行った日の前日における発行済みの株券等又は上場株券等の総数又は総口数

（株券に準ずる有価証券等）

第一条の七 法第七十二条の七第一号及び法第七十二条の八第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券と

（新設）

- する。
- 一 外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの
 - 二 令第一条の四第一号に規定する投資証券等
 - 2 法第七十二条の七第一号及び法第七十二条の八第一号に規定する内閣府令で定める数は、発行済投資口の総数とする。
 - 3 法第七十二条の七第一号に規定する内閣府令で定めるところにより算出した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 当該発行者が発行する株券又は第一項各号に掲げる有価証券が上場有価証券等である場合 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額
 - イ 法第七十二条の七に規定する大量保有・変更報告書の提出期限（以下この項において「基準日」という。）の翌日後の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格
 - ロ 基準日の翌日における当該発行者の発行済株式又は発行済投資口の総数
 - 二 当該発行者が発行する株券又は第一項各号に掲げる有価証券が非上場有価証券である場合 基準日の属する事業年度の直前事業年度に係る当該発行者が発行する株券等（法第七十二条の七第一号に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合

計額を控除して得た額

4 法第七十二条の八第一号に規定する内閣府令で定めるところにより算出した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該発行者が発行する株券又は第一項各号に掲げる有価証券が上場有価証券等である場合 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ 法第七十二条の八に規定する大量保有・変更報告書等が提出された日（以下この項において「基準日」という。）の翌日後の直前に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格

ロ 基準日の翌日における当該発行者の発行済株式又は発行済投資口の総数

二 当該発行者が発行する株券又は第一項各号に掲げる有価証券が非上場有価証券である場合 基準日の属する事業年度の直前事業年度に係る当該発行者が発行する株券等に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合計額を控除して得た額

（発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の八 法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する内閣

（新設）

府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額

イ 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第百八十五条の七第二十九項第五号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間）における法第百七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する算定基準有価証券（以下この条において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。
以下この条において同じ。）

ロ 最終の価格が公表された日の数

二 イに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数

イ 前号に定める期間において最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格

がないものを除く。）

ロ 最終の価格が公表された日の数

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等）

第一条の九 法第七十三条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の買付け等（法第七十三条第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上場有価証券等の買付け又は市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付け、店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）である場合 金融商品取引所に上場されている有価証券等（法第五十八条に規定する有価証券等をいう。以下この条及び次条において同じ。）、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為（法第七十三条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係るものについて金融商品

（新設）

取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（法第六十七条の十九又は法第三百十条に規定する最低の価格をいい、当該価格がない場合にあつては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格とする。以下この章において同じ。）に基づき合理的な方法により算出した価格

2 法第七十三条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最低の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3 法第七十三条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上場有価証券等の売付け又は市場デリバティブ取引である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付け、店頭デリバテ

- イブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（法第六十七条の十九又は法第三百十条に規定する最高の価格をいい、当該価格がない場合にあつては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格とする。以下この章において同じ。）に基づき合理的な方法により算出した価格
- 4 | 法第七十三条第一項第二号イ及び第三号イに規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。
- 5 | 法第七十三条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。
- 一 違反行為に係る有価証券が上場有価証券等である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格
 - 二 違反行為に係る有価証券が非上場有価証券である場合 金融商

品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十 法第七十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者(法第七十三条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。以下同じ。)の運用として法第七十三条第一項第四号の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの(以下この条において「算定対象取引」という。)が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い(法第二条第八項第九号に規定する有価証券の

(新設)

募集の取扱いをいう。以下同じ。)又は私募の取扱い(法第二
条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以
下同じ。)を行う金融商品取引業者等(法第三十四条に規定す
る金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)に当該募集の取扱
い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべ
き金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」
という。)の価額(運用報酬の算定の基礎となる期間(以下こ
の号において「運用報酬算定期間」という。)が一月を超える
場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数
で除す方法その他の合理的な方法により算出した額(算定対象
取引が行われた月の末日のうち最も遅い日(以下この号におい
て「基準日」という。)において運用報酬算定期間が終了して
いないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終
了したものとみなして合理的な方法により算出した額)に、算
定対象取引が行われた月数を乗じて得た額)の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまで
の間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最
も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品
取引行為(法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法
第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において
同じ。)の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金

銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額の総額）

2| 前項第一号イの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者等）

第一条の十一 法第七十三条第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）

二 違反者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）

三 違反者と同一の親会社をもつ会社等（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する会社等をいう。以下同じ。）

（新設）

四 違反者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）

2 法第七十三條第五項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 違反者（個人に限る。）の親族
- 二 違反者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 違反者の役員、代理人、使用人その他の従業者（以下この章において「役員等」という。）
- 四 前三号に掲げる者以外の者で違反者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等）

第十二 法第七十四條第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

- 一 有価証券の買付け等（法第七十四條第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上場有価証券等の買付け又は市場デリバティブ取引である場合 金

（新設）

融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

2| 二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付け又は店頭デリバティブ取引である場合 金融商品取引所に上場されている有価証券等（法第七十四条第一項第一号に規定する有価証券等という。以下この条から第一条の十六までにおいて同じ。） 店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為（同項に規定する違反行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

2| 法第七十四条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最低の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3| 法第七十四条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上

場有価証券等の売付け又は市場デリバティブ取引である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付け又は店頭デリバティブ取引である場合、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4 法第七十四条第一項第二号イ及び第三号イに規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

5 法第七十四条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 違反行為に係る有価証券が上場有価証券等である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 違反行為に係る有価証券が非上場有価証券である場合、金融商

品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

(仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十三 法第七十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(新設)

一 違反者（法第七十四条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産の運用として同項第四号の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融

商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引

契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）
の総額

2| 前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者等）

第一条の十四 法第七百七十四条第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一| 違反者の親会社
 - 二| 違反者の子会社
 - 三| 違反者と同一の親会社をもつ会社等
 - 四| 違反者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社
（法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）
- 2| 法第七百七十四条第五項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
- 一| 違反者（個人に限る。）の親族
 - 二| 違反者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 三| 違反者の役員等
 - 四| 前三号に掲げる者以外の者で違反者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

（新設）

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等)

第一条の十五 法第七十四条の二第一項第二号イ(2)に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

(新設)

一 有価証券の買付け等(法第七十四条の二第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。)
が上場有価証券等の買付け又は市場デリバティブ取引である場合
金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付け又は店頭デリバティブ取引である場合 金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為(法第七十四条の二第一項に規定する違反行為をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

2 | 法第七十四条の二第一項第二号イ(2)に規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最低の価格(当該違反行為が終了した後のものに限る。)とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売

買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3 法第七十四条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第七十四条の二第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上場有価証券等の売付け又は市場デリバティブ取引である場合
金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付け又は店頭デリバティブ取引である場合
金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4 法第七十四条の二第一項第二号ロ(1)及びハ(1)に規定する内閣府令で定める額は、違反行為が終了した日における最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて当該違反行為が終了した日に金融商品取引所又は認可金融

商品取引業協会が公表した最高の価格（当該違反行為が終了した後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

5 法第七十四条の二第一項第二号ハ(1)に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 違反行為に係る有価証券が上場有価証券等である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 違反行為に係る有価証券が非上場有価証券である場合 金融商品取引所に上場されている有価証券等、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつて違反行為に係るものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

（現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十六 法第七十四条の二第一項第二号ニに規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条の二第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産の運用として同項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証

（新設）

券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまで

の間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

2 前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者等）

第一条の十七 法第七十四条の二第六項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 違反者の親会社
- 二 違反者の子会社
- 三 違反者と同一の親会社をもつ会社等
- 四 違反者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社

（新設）

(法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。)

2| 法第七十四条の二第六項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 違反者(個人に限る。)の親族
- 二 違反者(個人に限る。)と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 違反者の役員等
- 四 前三号に掲げる者以外の者で違反者(個人に限る。)から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(違反行為後の価格等)

第一条の十八 法第七十四条の三第一項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される額は、違反行為(同項に規定する違反行為をいう。以下この条及び次条において同じ。)が終了してから一月を経過するまでの間の各日において金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最終の価格(法第六十七条の十九又は法第三百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、当該違反行為が終了する以前のものを除く。以下この項において同じ。)の合計額を当該最終の価格が公表された日の数で除して得た額とする。ただし、違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日のいずれにおいても当該最終の価格がない場合には

(新設)

- 、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 有価証券の売付け等（法第七十四條の三第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは有価証券の買付け等（法第七十四條の三第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が上場有価証券等の売買若しくは市場デリバティブ取引である場合又は違反行為に係る有価証券が上場有価証券等である場合（法第七十四條の三第一項第二号ハに掲げる場合に限る。）
 - 違反行為の終了から一月を経過した後の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格
 - 二 有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が非上場有価証券の売買若しくは店頭デリバティブ取引である場合又は違反行為に係る有価証券が非上場有価証券である場合（法第七十四條の三第一項第二号ハに掲げる場合に限る。）
 - 違反行為に係る上場金融商品等（同号イに規定する上場金融商品等をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は店頭売買有価証券について違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日において金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最終の価格（当該各日のいずれにおいても当該最終の価格がない場合には、違反行為の終了から一月を経過した後の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格とする。）に基づき合理的な方法により算出した価格の平均額

法第七十四條の三第一項第二号イ(2)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される額は、違反行為の開始時から終了時までの間の各日において金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最終の価格（法第六十七條の十九又は法第三百十條に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、当該違反行為を開始する以前のもの及び当該違反行為が終了した後のものを除く。以下この項において同じ。）の合計額を当該最終の価格が公表された日の数で除して得た額とする。ただし、違反行為の開始時から終了時までの間の各日のいずれにおいても当該最終の価格がない場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が上場有価証券等の売買若しくは市場デリバティブ取引である場合又は違反行為に係る有価証券が上場有価証券である場合（法第七十四條の三第一項第二号ハに掲げる場合に限る。） 違反行為の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格

二 有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が非上場有価証券の売買若しくは店頭デリバティブ取引である場合又は違反行為に係る有価証券が非上場有価証券である場合（法第七十四條の三第一項第二号ハに掲げる場合に限る。） 違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券について違反行為の開始時から終了時までの間の各日において金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最終の価格（当該各日のいずれにおいても当該最終の価格がない場合には、違反行為の直近に金融商品取

引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格とする。)に基
づき合理的な方法により算出した価格の平均額

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十九 法第七十四条の三第一項第二号ニに規定する内閣府
令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に
定める額とする。

- 一 違反者(法第七十四条の三第一項に規定する違反者をいう。
以下この条及び次条において同じ。)が、運用財産の運用として
同項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証
券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた
額をハに掲げる額で除して得た額
- イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買
付け等のうち違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買
有価証券に係るもの(以下この条において「算定対象取引」と
いう。)が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の
対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(当
該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証
券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の
財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱
い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取
扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われる
べき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬

(新設)

- 「という。」の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超え
る場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月
数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対
象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号にお
いて「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了し
ていないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において
終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、
算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額
- ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまで
の間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最
も高い額
- ハ 基準日における当該運用財産の総額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品
取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金
銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算され
る場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算
定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契
約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取
引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引
契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）
の総額
- 前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数

を生じたときは、これを一月とする。

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者等)

第一条の二十 法第七十四条の三第七項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者の親会社

二 違反者の子会社

三 違反者と同一の親会社をもつ会社等

四 違反者(個人に限る。以下この号において同じ。)の同族会社

(法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。)

2 法第七十四条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者(個人に限る。)の親族

二 違反者(個人に限る。)と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 違反者の役員等

四 前三号に掲げる者以外の者で違反者(個人に限る。)から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算におけ

(新設)

る手数料等の額)

第一条の二十一 法第七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第一項第三号に規定する売買等をした者(以下この項において「違反者」という。)が、運用財産の運用として当該売買等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該売買等(以下この項において「算定対象取引」という。

が)が行われた月(当該算定対象取引の前に同一の法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について他に同一の銘柄の法第七十五条第一項第三号に規定する売買等が行われた月を除く。)について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。)の価額(運用報酬の算定の基礎となる期間(以下この号において「運用報酬算定期間」という。)が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で

(新設)

除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

2 | 法第七十五条第二項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用財産の運用として当該買付け等又は売付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該買付け等又は売付け等（以下この項において「算定対象取引」という。）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十七條第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実について他に同一の銘柄の法第七十五條第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二條第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）（の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額(当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額)の総額

3

第一項第一号イ及び前項第一号イの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等)

第二十二 法第七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等(法第七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。)が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

(新設)

二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等（法第六十三条第一項に規定する特定有価証券等をいう。以下この条において同じ。）又は株券等（法第六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

2 | 法第七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める額は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最低の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3 | 法第七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の買付け等（法第七十五条第四項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証

券等の買付けその他の有償の譲受け又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4 法第七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める額は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最高の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における売買等をした者と密接な関係を有する者等）

第一条の二十三 法第七十五条第十項第一号に規定する内閣府令で

（新設）

定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該売買等をした者の親会社
 - 二 当該売買等をした者の子会社
 - 三 当該売買等をした者と同一の親会社をもつ会社等
 - 四 当該売買等をした者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、当該売買等をした者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）
- 2 | 法第七十五条第十項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 当該売買等をした者（個人に限る。）の親族
 - 二 当該売買等をした者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 三 当該売買等をした者の役員等
 - 四 前三号に掲げる者以外の者で当該売買等をした者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
 - 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 3 | 法第七十五条第十一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 当該買付け等又は売付け等をした者の親会社
 - 二 当該買付け等又は売付け等をした者の子会社
 - 三 当該買付け等又は売付け等をした者と同一の親会社をもつ会社

等

四 当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、当該買付け等又は売付け等をした者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）

4 法第七十五条第十一項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。）の親族
- 二 当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 当該買付け等又は売付け等をした者の役員等
- 四 前三号に掲げる者以外の者で当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

第二章 審判手続

第一節 総則

（趣旨）

第一条の二十四（略）

（送達場所等の届出）

第十一条の二 送達を受けるべき場所の届出及び送達受取人の届出は

第二章 審判手続

第一節 総則

（趣旨）

第一条の四（略）

（新設）

、書面でしなければならない。

2 前項の届出は、できる限り、答弁書に記載してしなければならない。

3 送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の被審人又はその代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

4 被審人又はその代理人は、送達を受けるべき場所として届け出た場所又は送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

5 第一項及び第三項の規定は、前項に規定する変更の届出について準用する。

(送達)

第十二条 (略)

2 法第八十五条の十において準用する民事訴訟法第七十一条又は第二項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

3 (略)

(準備手続)

第三十条 (略)

(送達)

第十二条 (略)

2 法第八十五条の十において準用する民事訴訟法第七十一条の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

3 (略)

(準備手続)

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 審判官は、第一回の審判の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十四条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

(審判手続の終結)

第六十条 審判官は、金融庁長官が法第八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十六項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたとき、審判手続を終結する。

2・3 (略)

(決定の記載事項)

第六十一条 法第八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

4 法第八十五条の七第十六項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

2・3 (略)

(新設)

第六十条 審判官は、金融庁長官が法第八十五条の七第一項から第六項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたとき、審判手続を終結する。

2・3 (略)

(決定の記載事項)

第六十一条 法第八十五条の七第一項から第五項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

4 法第八十五条の七第六項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

一 (略)

二 法第百八十五条の七第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十四項ただし書又は第十五項ただし書に該当すること。

(継続開示書類を提出しない発行者について既決定がある場合の按分額)

第六十一条の二 法第百八十五条の七第五項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第四項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(虚偽記載のある継続開示書類等を提出した発行者等について二以上の決定をする場合の按分額)

第六十一条の三 法第百八十五条の七第六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項各号に掲げる額のいずれか高い額に、同項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(虚偽記載のある継続開示書類等を提出した発行者等について既決

一 (略)

二 法第百八十五条の七第三項ただし書、第四項ただし書又は第五項ただし書に該当すること。

(新設)

(二以上の決定をする場合の按分額)

第六十一条の二 法第百八十五条の七第二項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項各号に掲げる額のいずれか高い額に、同項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(既決定がある場合の按分額)

定がある場合の按分額)

第六十一条の四 法第百八十五条の七第七項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第六項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(虚偽等のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者等について二以上の決定をする場合の按分額)

第六十一条の五 法第百八十五条の七第十項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項に規定する個別決定ごとの算出額のうち最も高い額に、同項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(虚偽等のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者等について既決定がある場合の按分額)

第六十一条の六 法第百八十五条の七第十一項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第十項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出

第六十一条の三 法第百八十五条の七第三項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第二項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(新設)

(新設)

額の割合を乗じて得た額とする。

(法第七百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告)

第六十一条の七 法第八十五条の七第十二項の規定による報告を行おうとする者は、別紙様式による報告書を、次に掲げるいずれかの方法により、証券取引等監視委員会に提出しなければならない。

一 直接持参する方法

二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号。次項において「信書便法」という。)第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書事業者若しくは当該特定信書事業者において引受け及び配達記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三 ファクシミリを利用して送信する方法

2 前項第二号に掲げる方法により同項に規定する報告書が提出された場合は、その発送の時(当該報告書を郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。)に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物(以下この項において「信書便

(新設)

物」という。)の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時)に、当該報告書が証券取引等監視委員会に提出されたものとみなす。

3 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書が提出された場合は、証券取引等監視委員会が受信した時に、当該報告書が証券取引等監視委員会に提出されたものとみなす。

4 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を証券取引等監視委員会に提出しなければならない。

5 第一項に規定する報告書は、日本語で作成するものとする。

(罰金の確定裁判がある場合の按分額)

第六十一条の八 法第百八十五条の七第十四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に依じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第六項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(罰金の確定裁判があつた場合の按分額)

第六十一条の九 法第百八十五条の八第六項に規定する内閣府令で定

(罰金の確定裁判がある場合の按分額)

第六十一条の四 法第百八十五条の七第四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に依じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第二項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(罰金の確定裁判があつた場合の按分額)

第六十一条の五 法第百八十五条の八第六項に規定する内閣府令で定

めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、法第百八十五条の七第一項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）又は第十三項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定による決定に係る課徴金を合計した額に占める当該決定に係る課徴金の額の割合を乗じて得た額とする。

（決定後の罰金、没収等との調整）

第六十二条 金融庁長官は、法第百八十五条の八第一項から第三項までの規定により法第百八十五条の七第一項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（法第百七十八条第一項第四号、第十一号又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）又は第十三項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）の決定の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

2
(略)

めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、法第百八十五条の七第一項から第三項までの規定による決定に係る課徴金を合計した額に占める当該決定に係る課徴金の額の割合を乗じて得た額とする。

（決定後の罰金、没収等との調整）

第六十二条 金融庁長官は、法第百八十五条の八第一項から第三項までの規定により法第百八十五条の七第一項の決定（法第百七十八条第一項第二号から第五号までに係るものに限る。以下この条において同じ。）又は法第百八十五条の七第二項若しくは第三項の決定の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

2
(略)

3 金融庁長官は、法第百八十五条の八第八項の規定により法第百八十五条の七第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4 金融庁長官は、法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分をした場合であつて、当該変更の処分をした後の法第百八十五条の七第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならない。法第百八十五条の八第八項の規定による取消しの処分をした場合であつて、法第百八十五条の七第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。

3 金融庁長官は、法第百八十五条の八第八項の規定により法第百八十五条の七第一項から第三項までの決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4 金融庁長官は、法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分をした場合であつて、当該変更の処分をした後の法第百八十五条の七第一項から第三項までの決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならない。法第百八十五条の八第八項の規定による取消しの処分をした場合であつて、法第百八十五条の七第一項から第三項までの決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。

十三 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>三の二 特定投資家向け売付け勧誘等 法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。</p> <p>三の三 (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>五の二 特定投資家向け取得勧誘 法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>七の二 特定証券等情報 法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。</p> <p>八 一三 (略)</p> <p>十二の二 取扱有価証券 法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。</p> <p>十三 一三 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三の二 (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八 一三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十三 一三 (略)</p>

(安定操作届出書の記載事項)

第五条 令第二十三条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 令第二十一条第二号の規定により目論見書又は特定証券等情報において記載され、又は記録された取引所金融商品市場及び当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の名称又は商号

七 当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 令第二十一条第三号の規定により目論見書又は特定証券等情報において記載され、又は記録された店頭売買有価証券市場及び当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の名称

八 当該安定操作取引によりその募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券の銘柄、発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格

(安定操作届出書の記載事項)

第五条 令第二十三条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 令第二十一条第二号の規定により目論見書に記載された取引所金融商品市場及び当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の名称又は商号

七 当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 令第二十一条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場及び当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の名称

八 当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の銘柄、発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）及び発行価額又は売出価額の総額

）及び発行価額又は売価額の総額

九・十（略）

（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）

第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該各号に掲げる取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において、確認が行われている場合に限る。）。

一〇十二（略）

十三 有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に応じており、当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十四・十五（略）

十六 第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四条第一項に規定する投資信託約款において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「投信法施行令」という。）第十二条第二号イに掲げる旨を定めている投資信託に係るものに限る。以下この章において「投資信

九・十（略）

（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）

第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該各号に掲げる取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において、確認が行われている場合に限る。）。

一〇十二（略）

十三 有価証券の募集又は売出しに依拠しており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十四・十五（略）

十六 第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四条第一項に規定する投資信託約款において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「投信法施行令」という。）第十二条第二号イに掲げる旨を定めている証券投資信託に係るものに限る。以下この章において「投

「託受益証券」という。)に係る次に掲げる取引

イ・ロ (略)

十七〜三十六 (略)

第九条の四 令第二十六条の二の二第六項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする(第十五号から第十九号までに掲げる取引については、当該各号に掲げる取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した認可金融商品取引業協会の会員及び店頭売買有価証券市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において、確認が行われている場合に限る。)

一〜十 (略)

十一 有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に応じており、当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引
十二〜十九 (略)

(空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外)

第十条 令第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〜十二 (略)

「資信託受益証券」という。)に係る次に掲げる取引

イ・ロ (略)

十七〜三十六 (略)

第九条の四 令第二十六条の二の二第六項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする(第十五号から第十九号までに掲げる取引については、当該各号に掲げる取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した認可金融商品取引業協会の会員及び店頭売買有価証券市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において、確認が行われている場合に限る。)

一〜十 (略)

十一 有価証券の募集又は売出しに応じており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引
十二〜十九 (略)

(空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外)

第十条 令第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〜十二 (略)

十三 有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に応じており、当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引
十四～十七 (略)

第十一条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一～十 (略)

十一 有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に応じており、当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十二・十三 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二十四条 法第六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 (略)

十三 有価証券の募集又は売出しに応じており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十四～十七 (略)

第十一条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一～十 (略)

十一 有価証券の募集又は売出しに応じており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十二・十三 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二十四条 法第六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 (略)

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を行う者が有価証券の引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 （略）

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準）

第五十条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ばず影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〇九 （略）

十 令第二十八条の第十二号に掲げる事実 優先株に係る取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この号において同じ。）の取消しの原因となる事実（優先株以外の株券の取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実を除く。）が生じたこと。

（子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十二条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ばず影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を行う者が有価証券の引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出しを行う業務により取得した株式

三 （略）

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準）

第五十条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ばず影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〇九 （略）

十 令第二十八条の第十二号に掲げる事実 優先株に係る取扱有価証券（法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下この号において同じ。）としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この号において同じ。）の取消しの原因となる事実（優先株以外の株券の取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実を除く。）が生じたこと。

（子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十二条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ばず影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五

号に掲げる事項に係るもの（次項に規定する場合を除く。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一～五 （略）

五の二 法第百六十六条第二項第五号へに掲げる事項 解散（合併による解散を除く。以下この号及び次項第五号の二において同じ。）による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六～十二 （略）

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一～五 （略）

五の二 法第百六十六条第二項第五号へに掲げる事項 解散による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該連動子会社の事

号に掲げる事項に係るもの（次項に規定する場合を除く。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一～五 （略）

（新設）

六～十二 （略）

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一～五 （略）

（新設）

業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六〇十二 (略)

(重要事実等又は公開買付け等事実の公衆縦覧)

第五十六条 令第三十条第一項第二号又は第三号に規定する重要事実等(同項第一号に規定する重要事実等をいう。以下この条において同じ。)又は公開買付け等事実(同項第二号に規定する公開買付け等事実をいう。以下この条において同じ。)の通知を受けた金融商品取引所(当該重要事実等又は公開買付け等事実の通知を受けた者が認可金融商品取引業協会の場合にあつては、当該認可金融商品取引業協会。以下この条において同じ。)は、電磁的方法により、当該通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を公衆の縦覧に供するものとする。

二〇四 (略)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実

六〇十二 (略)

(重要事実等又は公開買付け等事実の公衆縦覧)

第五十六条 令第三十条第一項第二号に規定する重要事実等(同項第一号に規定する重要事実等をいう。以下この条において同じ。)又は公開買付け等事実(同項第二号に規定する公開買付け等事実をいう。以下この条において同じ。)の通知を受けた金融商品取引所(当該重要事実等又は公開買付け等事実の通知を受けた者が認可金融商品取引業協会の場合にあつては、当該認可金融商品取引業協会。以下この条において同じ。)は、電磁的方法により、当該通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を公衆の縦覧に供するものとする。

二〇四 (略)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実

を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の实行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十一 (略)

十二 業務等に関する重要事実を知る前に、発行者の同意を得た特定有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された特定有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき当該特定有価証券の売出し(金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。)又は特定投資家向け売付け勧誘等(金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。)を行う場合

2・3 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の实行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十一 (略)

を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の实行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十一 (略)

十二 業務等に関する重要事実を知る前に、発行者の同意を得た特定有価証券の売出しに係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された特定有価証券の売出しに係る計画に基づき当該特定有価証券の売出し(金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。)を行う場合

2・3 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の实行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十一 (略)

十二 公開買付け等事実を知る前に発行者である会社の同意を得た
上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係
る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された上場
等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計
画に基づき上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの
取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等（
金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う
ものに限る。）を行う場合

2・3
(略)

十二 公開買付け等事実を知る前に発行者である会社の同意を得た
上場等株券等の売出しに係る計画又は令第三十条に定める公表の
措置に準じ公開された上場等株券等の売出しに係る計画に基づき
上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行
うものに限る。）を行う場合

2・3
(略)

十四 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 投資法人</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 投資法人の業務等（第二百二十条の二―第二百五十三条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 投資法人</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 投資法人の業務等（第二百二十一条―第二百五十三条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「適格機関投資家私募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以</p>

に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「適格機関投資家私募」又は「特定投資家私募」とは、それぞれ法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募又は特定投資家私募をいう。

(適格機関投資家を除くための要件等)

第四条 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 投資信託の受益証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百一条において準用する同法第六十六条第二号に掲げる振替投資信託受益権(以下この条及び第五条第一項において「振替投資信託受益権」という。))に係るものを除く。

イ〜ハ (略)

二 外国投資信託の受益証券 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

- イ 当該受益証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(ロ及び第五条第一項第二号において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付

下「法」という。)第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいう。

(適格機関投資家を除くための要件等)

第四条 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 投資信託の受益証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百一条において準用する同法第六十六条第二号に掲げる振替投資信託受益権(以下この条及び次条において「振替投資信託受益権」という。))に係るものを除く。

イ〜ハ (略)

二 外国投資信託の受益証券 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

- イ 当該受益証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(ロ及び次条第二号において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付されている

されていること。

ロ (略)

三 (略)

(特定投資家の範囲)

第四条の二 法第二条第九項第二号に規定する特定投資家とみなされる者のうち内閣府令で定める者は、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十三条第一号に掲げる契約(次項において「有価証券取引契約」という。)に関して金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十四条の三第四項(同法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者とする。

2 法第二条第九項第二号に規定する特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定める者は、有価証券取引契約に関して金融商品取引法第三十四条の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者とする。

(受益証券の譲渡に関する制限等)

第五条 令第八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

ること。

ロ (略)

三 (略)

(新設)

第五条 令第八条に規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(受益証券の譲渡に関する制限等)

一〇三 (略)

2 | 令第八条第一項第二号に規定する当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の受益証券は、当該受益証券と発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十二条第一項第五号イからハまでに掲げる事項が同一である受益証券（次項において「同一種類の他の受益証券」という。）とする。

3 | 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一 | 当該受益証券と同一種類の他の受益証券が、金融商品取引法第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

二 | 当該受益証券の発行者と当該受益証券の取得の申込みの勧誘に応じて当該受益証券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得の申込みの勧誘を行う者と当該取得者との間において、次のイ及びロに掲げる事項（ロに掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないうこととした事項を除く。）を定めた譲渡に係る契約を締結すること取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

イ | 当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等（令第八条第二項第二号に規定する特定投資家等をいう。ロにおいて同じ。）以外の者に譲渡を行わないこと。

一〇三 (略)

(新設)

(新設)

ロ 次に掲げる場合には、当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

- (1) 当該受益証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）に対して譲渡する場合
- (2) 当該受益証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合

4 | 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の

（新設）

百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員
の被支配法人等とみなして、前項第二号ロ(1)及びこの項の規定を適用する。

5 第三項第二号ロ(1)及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合には、
ける当該他の法人等をいう。

(投資信託約款の内容の届出)

第六条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第三百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあつては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあつては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第十二条第八号及び第二百四十四条を除き、以下同じ。））、信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人の本店（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。

一〜八 (略)

九 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私

(新設)

(投資信託約款の内容の届出)

第六条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第三百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあつては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあつては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第十二条第八号及び第二百四十四条を除き、以下同じ。））、信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人の本店（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。

一〜八 (略)

九 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

募の別

十 募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下この章及び次章において同じ。）又は私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の期間

十一～十三 （略）

2 （略）

（投資信託約款の内容等を記載した書面の交付を要しない場合）

第十条 法第五条第一項ただし書（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 受益証券の取得の申込みの勧誘が特定投資家私募により行われる場合であつて、その締結する投資信託契約に係る投資信託約款の内容及び前条に規定する事項に係る情報が金融商品取引法第二十七條の三十三に規定する特定証券等情報として同法第二十七條の三十一第二項又は第四項の規定により提供され、又は公表される場合

三・四 （略）

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令で定める指標は、当

十 募集（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下この章及び次章において同じ。）又は私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の期間

十一～十三 （略）

2 （略）

（投資信託約款の内容等を記載した書面の交付を要しない場合）

第十条 法第五条第一項ただし書（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

（新設）

二・三 （略）

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令で定める指標は、当

該指標に係る投資信託の受益証券をその開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場しようとする金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又はその開設する店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買を行わせようとする認可金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が、その規則で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすものとして指定しているものとする。

一・二 （略）

三 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。

四・五 （略）

六 有価証券又は商品（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品をいう。以下同じ。）の価格に係る指標にあつては、当該投資信託の投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。

該指標に係る証券投資信託の受益証券をその開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場しようとする金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又はその開設する店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買を行わせようとする認可金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が、その規則で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすものとして指定しているものとする。

一・二 （略）

三 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。

四・五 （略）

六 有価証券の価格に係る指標にあつては、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券の売買が円滑に行うことができると見込まれる銘柄で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券に対する投資として運用する場合に限る。）。

2 令第十二条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める投資信託は、その受益証券の内容に照らして、当該受益証券の市場価格が連動対象指標（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をその変動率に一致させようとする指標をいう。第九十四条及び第二百五十九条第一号において同じ。）の変動を適切に反映して形成されるために十分な流通性を確保する措置その他の措置が必要なのであって当該措置が講じられないもの以外のものとする。

3 令第十二条第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる有価証券又は金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

イ 金融商品取引所又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券

ロ 店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）

ハ イ又はロに掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの
(1) 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）

(2) 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同

2 令第十二条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める証券投資信託は、その受益証券の内容に照らして、当該受益証券の市場価格が連動対象指標（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をその変動率に一致させようとする指標をいう。第九十四条及び第二百五十九条第一号において同じ。）の変動を適切に反映して形成されるために十分な流通性を確保する措置その他の措置が必要なのであって当該措置が講じられないもの以外のものとする。

3 令第十二条第一号イ、第二号ハ及び第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものとする。

一 金融商品取引所又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券

二 店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの
イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）

ロ 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項

項第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものを含む。)のうち、その価格が認可金融商品取引業協会又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

(3) 金融商品取引法第二条第一項第十号、第十一号又は第十九号に掲げる有価証券

二 商品市場(商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場をいう。以下同じ。)又は外国商品市場(商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。)において上場されている商品(当該商品市場又は外国商品市場において当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことができるものに限る。)

4 令第十二条第一号イに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、当該有価証券又は商品の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り受益証券をもって返還することができる。

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該投資信託の委託者は受益者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券又は商品のうち、当該投資信託財産に対する

第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものを含む。)のうち、その価格が認可金融商品取引業協会又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

ハ 金融商品取引法第二条第一項第十号、第十一号及び第十九号に掲げる有価証券

4 令第十二条第一号イに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、当該有価証券の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り受益証券をもって返還することができる。

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受益者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券のうち、当該投資信託財産に対する持分

持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

5 令第十二条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品（以下「各銘柄の有価証券等」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券等にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。第五項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得することができる。

二 当該各銘柄の有価証券等について、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券を取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券等の評価額が取得する当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができる。

6 令第十二条第二号ハに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たす

に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

5 令第十二条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券（以下「各銘柄の有価証券」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。第五項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得することができる。

二 当該各銘柄の有価証券について、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券を取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券の評価額が取得する当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができる。

6 令第十二条第二号ハに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行う

して行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には当該イ又はロのそれぞれに掲げる部分に限っては、受益証券をもって返還することができる。

イ (略)

ロ 当該有価証券又は商品の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合 その差額に相当する部分

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券又は商品のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

7

(略)

8 令第十二条第三号に定める投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該投資信託の委託者は、当該投資信託の受益権の取得に用いる有価証券又は商品について前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をもって、それに相当する口数の当該投資信託の受益証券の取得を指図するものであること。

二 当該投資信託とその受益権を取得しようとする他の投資信託において、それぞれの投資信託約款における法第四条第二項第六号

ものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には当該イ又はロのそれぞれに掲げる部分に限っては、受益証券をもって返還することができる。

イ (略)

ロ 当該有価証券の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合 その差額に相当する部分

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

7

(略)

8 令第十二条第三号に定める証券投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該証券投資信託の委託者は、当該証券投資信託の受益権の取得に用いる有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をもって、それに相当する口数の当該証券投資信託の受益証券の取得を指図するものであること。

二 当該証券投資信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における法第四条第二

に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 商品市場又は外国商品市場において上場されている商品（当該商品市場又は外国商品市場において当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことができるものに限る。）

七 商品投資取引（令第三条第十号イに規定する商品投資取引をいい、商品市場又は外国商品市場において行う取引に限る。以下同じ。）に係る権利

2 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 (略)

九 商品（前項第六号に掲げるものを除く。次項第九号において同じ。）の取得及び譲渡並びに貸借

十 商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいい、前項第七号に掲げる商品投資取引を除く。次項第十号において同じ。）

項第六号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

(新設)

(新設)

2 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 (略)

(新設)

(新設)

3 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産（法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 有価証券 銘柄、数量、信託に係る信託財産を特定するために必要な事項その他当該有価証券の内容に関すること。

二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値（金融商品取引法第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号において同じ。）

（金融商品（同法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。）又は金融指標（同法第二十五項に規定する金融指標をいう。）の種類、プット（権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。第十号において同じ。）又はコール（権利の行使

により買主としての地位を取得するものをいう。第十号において同じ。）の別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。

三〇八（略）

九 商品 種類、数量その他当該商品の内容に関すること。

十 商品投資等取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定

価格（商品取引所法第二条第八項第二号に規定する約定価格をい

う。第二百四十六条第六項において同じ。）又は約定指数（同法

第二条第八項第三号に規定する約定指数をいう。第二百四十六条

第六項において同じ。）商品又は商品指数（同法第二条第五項

3 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産（法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 有価証券 銘柄、数量、信託に係る信託財産を特定するために必要な事項その他の当該有価証券の内容に関すること。

二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値（金融商品取引法第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号において同じ。）

（金融商品（同法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。）若しくは金融指標（同法第二十五項に規定する金融指標をいう。）の種類、プット（権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。）又はコール（権利の行使により買主としての地位を取得するものをいう。）の別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。

三〇八（略）

（新設）

（新設）

に規定する商品指数をいう。第二百四十六条第六項第一号において同じ。)の種類、プット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該商品投資等取引の内容に関すること。

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等)

第二十四条 (略)

2・3 (略)

4 令第十九条第五項第六号に規定する内閣府令で定める商品は、第二十二条第一項第六号に掲げるもの以外の商品とする。

5 令第十九条第五項第七号に規定する内閣府令で定める取引は、第二十二条第一項第七号に掲げる取引以外の商品投資等取引(令第三十条第十号に規定する商品投資等取引をいう。)とする。

(運用報告書の交付を要しない場合)

第二十五条 法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合(受益証券が金融商品取引法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券である場合を除く。)

二 (略)

三 受益証券が特定投資家向け有価証券(金融商品取引法第四条第二項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八十八条第二

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等)

第二十四条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(運用報告書の交付を要しない場合)

第二十五条 法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合

二 (略)

(新設)

号において同じ。)に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合(投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。)

(投資信託約款の内容の届出)

第七十七条 法第四十九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一 一七 (略)

八 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

九 一十二 (略)

2 (略)

(運用報告書の交付を要しない場合)

第八十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合(受益証券が金融商品取引法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券で

(投資信託約款の内容の届出)

第七十七条 法第四十九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一 一七 (略)

八 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

九 一十二 (略)

2 (略)

(運用報告書の交付を要しない場合)

第八十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、受益証券が金融商品取引所に上場されている場合とする。

(新設)

ある場合を除く。)

二 受益証券が特定投資家向け有価証券に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七條の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同條第二項の規定により提供され、又は公表される場合（投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

（外国投資信託の届出を要しない受益証券の範囲）

第九十四條 令第三十條第二号に規定する内閣府令で定める外国投資信託の受益証券は、令第十二條第二号に掲げる投資信託（連動対象指標の構成銘柄の株式に対する投資として運用するものに限る。）に類する外国投資信託の受益証券とする。

（外国投資信託の届出を要しない行為）

第九十四條の二 令第三十條第三号に規定する内閣府令で定める行為は、第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この條及び第二百五十九條の二において同じ。）を行う者が適格機関投資家を相手方とし、又は適格機関投資家のために行う外国金融商品市場に上場されている外国投資信託の受益証券（前條に規定するものを除く。以下この條において同じ。）に係る次に掲げる行為とする。

一 外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理（外国

（新設）

（外国投資信託の届出を要しない受益証券の範囲）

第九十四條 令第三十條第二号に規定する内閣府令で定める外国投資信託の受益証券は、令第十二條第二号に掲げる証券投資信託（連動対象指標の構成銘柄の株式に対する投資として運用するものに限る。）に類する外国投資信託の受益証券とする。

（新設）

金融商品市場における買付けの媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

二 外国金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理（外国金融商品市場における買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

三 売付け又は買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（第一号に掲げるものを除き、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

四 その行う前三号に掲げる行為により当該外国投資信託の受益証券を取得した者からの買付け

（投資主総会参考書類の記載の特則）

第百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を发出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継

（投資主総会参考書類の記載の特則）

第百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を发出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継

続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第百十四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 （略）

二 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第七十三条第一項第一号から第二十一号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしてしている場合における当該事項

三・四 （略）

2
（略）

第五章 投資法人

第三節 投資法人の業務等

（登録投資法人が行うことができる取引）

続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第百十四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 （略）

二 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第七十三条第一項第一号から第十九号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしてしている場合における当該事項

三・四 （略）

2
（略）

第五章 投資法人

第三節 投資法人の業務等

第二百二十条の二 令第一百六条第二号に規定する内閣府令で定める行為は、採鉱、採取、製錬、精製その他これらに類する行為とする。

(投資主の保護に欠けるおそれのない場合)

第二百二十二条 令第一百七条第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二百三十条 (略)

2 金融商品取引法第三十四条の二第四項、金融商品取引法施行令第十五条の二十二及び金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(書面の交付)

第二百四十六条 法第二百三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売買の別、有価証券現実数値(金融商品取引法第二十八条第八項第三号口に規定する有価証券現実数値をいう。)が有価証券約定数値(同号口に規定する有価証券約定数値をいう。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を

(新設)

(投資主の保護に欠けるおそれのない場合)

第二百二十二条 令第一百七条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二百三十条 (略)

2 金融商品取引法第三十四条の二第四項、金融商品取引法施行令第十五条の二十二及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十六条の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(書面の交付)

第二百四十六条 法第二百三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売買の別、有価証券現実数値(金融商品取引法第二十八条第八項第三号口に規定する有価証券現実数値をいう。)が有価証券約定数値(同号口に規定する有価証券約定数値をいう。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を

受領する立場の当事者となるかの別又はオプション（金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。第二百七十一条第一項第八号において同じ。）を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における当事者の立場を示すものであって、これらに準ずるもの
二・三（略）

2
2
4（略）

5 令第二百二十五条第三項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、同号の取得又は譲渡に係る種類、数量及び単価とする。

6 令第二百二十五条第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 将来の一定の時期における現実の商品の価格又は商品指数の値が約定価格又は約定指数を上回った場合に、金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別又はオプション（商品取引所法第二条第八項第四号に規定するオプションをいう。）を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における当事者の立場を示すものであって、これらに準ずるもの
- 二 銘柄その他取引に係る名称又は種類であつてこれに準ずるもの
- 三 件数その他取引に係る数量であつてこれに準ずるもの
- 四 対価の額、約定価格又は約定指数その他取引一単位当たりの金額又は数であつてこれらに準ずるもの

受領する立場の当事者となるかの別又はオプション（金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。）を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における当事者の立場を示すものであって、これらに準ずるもの
二・三（略）

2
2
4（略）

（新設）

（新設）

(外国投資法人の届出を要しない行為)

第二百五十九条の二 令第二百二十八条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、第一種金融商品取引業を行う者が適格機関投資家を相手方とし、又は適格機関投資家のために行う外国金融商品市場に上場されている外国投資証券(法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)に係る次に掲げる行為とする。

一 外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理(外国金融商品市場における買付けの媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

二 外国金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理(外国金融商品市場における買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

三 売付け又は買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理(第一号に掲げるものを除き、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には当該外国投資証券の売却を行わないことを当該適格機関投資家が約

(新設)

することを条件として行うものに限る。）

四 その行う前三号に掲げる行為により当該外国投資証券を取得した者からの買付け

（委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外等）

第二百六十五条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十八条各号に掲げる行為及び次に掲げる行為（法第二百二十三条の三第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為にあつては、第六号に掲げる行為を除く。）とする。

一〜四 （略）

五 運用財産の商品の売買の委託を受けることを内容とした運用を行うこと（次号に掲げる行為を除く。）。

六 商品取引受託業務（商品取引所法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務をいう。以下同じ。）として、運用財産に係る商品市場における取引（同条第十項に規定する商品市場における取引をいう。以下同じ。）の委託を受けることを内容とした運用を行うこと。

七 外国商品市場において行われる運用財産に係る取引であつて商品市場における取引に類するものの委託を受けることを内容とした運用を行うこと。

（委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外）

第二百六十五条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定によりみなして適用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令に定める同条第一号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十八条各号に掲げる行為及び次に掲げる行為とする。

一〜四 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

八| 個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て、次のいずれかに掲げる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ| 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行う不動産の売買

ロ| 商品（商品市場又は外国商品市場において上場されているものに限る。）の売買（前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うものに限る。）

ハ| 商品投資取引

（委託者指図型投資信託における投資信託財産相互取引禁止の適用除外等）

第二百六十六条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十九条第一項各号に掲げる行為及び同項第一号イに掲げる要件を満たす次に掲げる行為とする。

一| 不動産の売買（不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うものに限る。）を行うことを内容とした運用を

五| 個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により不動産の売買を行うことを内容とした運用を行うこと。

（新設）

（新設）

（新設）

（委託者指図型投資信託における投資信託財産相互取引禁止の適用除外等）

第二百六十六条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定によりみなして適用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十九条第一項各号に掲げる行為及び同項第一号イに掲げる要件を満たす不動産の売買（不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うものに限る。）を行うことを内容とした運用を行うこととする。

（新設）

行うこと。

二 商品（商品市場又は外国商品市場において上場されているものに限る。）の売買（前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うものに限る。）を行うことを内容とした運用を行うこと。

三 商品投資取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（委託者指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為等）

第二百六十六条の二 法第二百二十三条の三第二項及び第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十条の規定の適用については、同条第一項第八号中「を含む。」とあるのは、「を含む。」又は商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。）とする。

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）
第二百六十七条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第五百三十三号各号に掲げる行為及び次に掲げる行為とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）
第二百六十七条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定によりみなして適用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第五百三十三号各号に掲げる行為及び当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘を

一 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項の投資運用業をいう。次号において同じ。）に関して当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

二 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が商品投資契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資契約をいう。以下同じ。）の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資運用業に関して当該商品投資契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

する場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項の投資運用業をいう。）に関して当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこととする。

（新設）

（新設）

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号	銘柄
銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利、不動産等又は商品投資	

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令の規定の適用については、同令第七十条第一項第三号中「銘柄」とあるのは「銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利又は不動産等以外の資産である場合にあっては当該資産の種類及び内容）」と、同項第五号中「件数又は数量に準ずるもの」とあるのは「件数又は数量に準ずるもの、取引の対象が不動産等である場合にあつては数量及び面積」とする。

	第四号	
<p>等取引に係る権利以外の資産である場合にあつては当該資産の種類及び内容)</p>	イからニまで	<p>ニ 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）及び同条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた事由（同条第二十一項第五号及び第二十二項第六号に掲げるいずれかの事由をいう。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの</p>
<p>イからトまで</p>	<p>ニ 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）及び同条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた事由（同条第二十一項第五号及び第二十二項第六号に掲げるいずれかの事由をいう。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの</p>	

ホ 当事者が商品（商品取引所法第二条第四項に規定する商品をいう。以下この号において同じ。）又は商品指数（同条第五項に規定する商品指数をいう。以下この号において同じ。）についてあらかじめ約定する価格又は数値と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格又は当該商品指数の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引
現実の商品の価格又は商品指数の数値が、約定価格（同条第八項第二号に規定する約定価格をいう。）又は約定指数（同項第三号に規

定する約定指数をいう。
）を上回った場合に
金銭を支払う立場の当
事者となるもの又は金
銭を受領する立場の当
事者となるもの

へ 投資信託及び投資法
人に関する法律施行令
第三条第十号ハに掲げ
る取引 相手方と取り
決めた商品の価格又は
商品指数が約定した期
間に上昇した場合に金
銭を支払う立場の当事
者となるもの又は金銭
を受領する立場の当事
者となるもの

ト 当事者の一方の意思
表示により当事者間に
おいて商品の売買取引
又はホ若しくはへに掲
げる取引を成立させる
ことができる権利（以

第五号	、件数又は数量に準ずるもの	件数又は数量に準ずるもの、取引の対象が不動産である場合にあつては数量及び面積	<p>下このトにおいて「商品関連オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引 商品関連オプションを付与する立場の当事者となるもの又は商品関連オプションを取得する立場の当事者となるもの</p>
-----	---------------	--	--

（委託者非指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外）
 第二百六十九条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定によ

（委託者非指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外）
 第二百六十九条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定によ

- り読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令に定める同条第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。
- 一〜五（略）
- 六 信託財産の商品の売買の委託を受けることを内容とした運用を行うこと。
- 七 商品取引受託業務として、信託財産に係る商品市場における取引の委託を受けることを内容とした運用を行うこと。
- 八 外国商品市場において行われる信託財産に係る取引であつて商品市場における取引に類する取引の委託を受けることを内容とした運用を行うこと。
- 九 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- イ（略）
- ロ 次のいずれかに該当するものであること。
- (1)〜(3)（略）
- (4) 商品（商品市場又は外国商品市場において上場されているものに限る。）の売買（前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うものに限る。）
- (5) 商品投資取引

- り読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令に定める同条第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。
- 一〜五（略）
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- 六 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- イ（略）
- ロ 次のいずれかに該当するものであること。
- (1)〜(3)（略）
- （新設）
- （新設）

- (6) 前日の公表されている最終の価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引(4)に掲げる取引を除く。
- 十 (略)

(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外)

第二百七十条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ (略)

ロ 前条第九号ロ(1)から(6)までのいずれかに該当するものであること。

三 (略)

2 前項第一号ロの「対象特定資産取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一〜四 (略)

五 商品(商品市場又は外国商品市場において上場されているもの

- (4) 前日の公表されている最終の価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引
- 七 (略)

(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外)

第二百七十条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ (略)

ロ 前条第六号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当するものであること。

三 (略)

2 前項第一号ロの「対象特定資産取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一〜四 (略)

(新設)

に限る。)の売買

六 商品投資取引

3 第一項第一号口の対象特定資産取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一〜六 (略)

七 前項第五号に掲げる取引 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

八 前項第六号に掲げる取引 商品市場又は外国商品市場において行うもの

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜七 (略)

八 信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオ

(新設)

3 第一項第一号口の対象特定資産取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一〜六 (略)

(新設)

(新設)

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜七 (略)

八 信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオ

プシヨンを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあっては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいう。以下同じ。）を含む。）又は商品投資等取引を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

2
(略)

（信託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百七十二条 法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘（金融商品取引法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。次条第一号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（同法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。同号において同じ。）の条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うこと。

プシヨンを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあっては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいう。以下同じ。）を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

2
(略)

（信託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百七十二条 法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

とを内容とした運用を行うこと。

三・四 (略)

五 当該信託会社の親法人等又は子法人等が商品投資契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該商品投資契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

六 (略)

(金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百七十三条 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

三・四 (略)

(新設)

五 当該信託会社の親法人等又は子法人等が商品投資契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該商品投資契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

五 (略)

(金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百七十三条 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

二・三 (略)

四 当該金融機関の親法人等又は子法人等が商品投資契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該商品投資契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

五 (略)

別表第一(第二十六条第二項関係)

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産	委託先について、令第十八条各号に掲げる区分を記載すること。	調査結果の報告書(不動産鑑定書又はその写しを含む)を保存すること

二・三 (略)

(新設)

四 (略)

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産	委託先について、令第十八条各号に掲げる区分を記載すること。	調査結果の報告書(不動産鑑定書又はその写しを含む)を保存すること

<p>査結果等に 関する書類</p>	<p>資産の取得、譲 渡又は貸付の別 及び当該取引年 月日、特定資産 の価格等の調査 の委託先、委託 契約年月日、調 査年月日（期間 ）、調査結果報 告年月日、調査 結果の概要、当 該調査する資産 が不動産の場合 は不動産鑑定士 の鑑定評価の結 果の概要</p>	<p>号に掲げる区分を 記載すること。 調査結果の概要に は、当該特定資産 の調査価格のほか 、第二十二条第三 項各号に掲げる特 定資産の区分ごと に同項各号に定め る事項について記 載すること。</p>	<p>資産運用会社から 通知を受けた調査 結果の報告書の写 し（不動産鑑定書 の写しを含む。） を保存すること。</p>
<p>査結果等に 関する書類</p>	<p>資産の取得、譲 渡又は貸付の別 及び当該取引年 月日、特定資産 の価格等の調査 の委託先、委託 契約年月日、調 査年月日（期間 ）、調査結果報 告年月日、調査 結果の概要、当 該調査する資産 が不動産の場合 は不動産鑑定士 の鑑定評価の結 果の概要</p>	<p>号に掲げる区分を 記載すること。 調査結果の概要に は、当該特定資産 の調査価格のほか 、第二十二条第三 項各号の特定資産 の区分ごとに同項 の掲げる事項につ いて記載すること 。</p>	<p>資産運用会社から 通知を受けた調査 結果の報告書の写 し（不動産鑑定書 の写しを含む。） を保存すること。</p>

十五 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、投資信託委託会社、投資法人、投資口、投資証券又は外国投資信託をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十七条 投資信託委託会社は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として表示すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 商品明細表</p> <p>七 商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第三条第十</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、適格機関投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、投資口、投資証券又は外国投資信託をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十七条 投資信託委託会社は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として表示すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）の契約額等及び時価の状況表

八・九 (略)

2 (略)

(運用報告書の表示事項等)

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 (略)

二 運用状況の推移(令第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標(規則第十九条第二項に規定する連動対象指標をいう。)の変動との連動率を表す指標を含む。)

三 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日(第五号イ及び第十二号において「前期末」という。)及び当該投資信託財産の計算期間の末日(以下この項及び第五項において「当期末」という。)現在における株式数並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

四〇十一 (略)

十二 令第三条第九号に規定する商品につき、種類ごとに、前期末

六・七 (略)

2 (略)

(運用報告書の表示事項等)

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 (略)

二 運用状況の推移(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。)第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている証券投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標(規則第十九条第二項に規定する連動対象指標をいう。)の変動との連動率を表す指標を含む。)

三 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日(第五号イにおいて「前期末」という。)、当該投資信託財産の計算期間の末日(以下この項及び第五項において「当期末」という。)現在における株式数及び当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

四〇十一 (略)

(新設)

及び当期末現在における数量並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における商品の売買総額

十三 商品投資等取引につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

十四、二十四 (略)

二十五 投資信託委託会社が商品取引受託業務(商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十七項に規定する商品取引受託業務をいう。)を行つている場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託会社との間の取引の状況及び当該投資信託会社に支払われた売買委託手数料の総額

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十七号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十一号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十七号に掲げる事項は、その要旨を表示することができ

(新設)

十二、二十二 (略)

(新設)

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十五号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十一号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十三号に規定する投資信託財産総額に対する比率並びに同項第十五号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十五号に掲げる事項は、その要旨を表示することができ

る。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十七号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6 第二項の規定により直前の計算期間に係る事項について併せて表示すべき場合には、同項から前項までの規定を準用する。

7 (略)

(運用報告書の作成等の期日)

第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 (略)

二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るもの 一年

イ〜チ (略)

2 前項の場合における前条の規定の適用については、同条中「計算

る。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十五号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6 第二項の規定により直前の計算期間に係る事項について併せて表示すべき場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

7 (略)

(運用報告書の作成等の期日)

第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 (略)

二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るものである場合 一年

イ〜チ (略)

2 前項の場合における前条の適用については、「計算期間」とある

期間」とあるのは、「作成期間」とする。

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

のは「作成期間」と、「当期末」とあるのは「当該作成期間の末日」とする。

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第五十八条第一 項第十六号	第十一条第一項	第五十四条第一項にお いて準用する法第十 一条第一項
第五十八条第一 項第二十号	う 宅地建物取引業者をい	宅地建物取引業者をい い、同法第七十七条第 二項の規定により宅地 建物取引業者とみなさ れる信託会社（宅地建 物取引業法施行令（昭 和三十九年政令第三百 八十三号）第九条第二 項の規定により宅地建 物取引業者とみなされ る信託業務を兼営する 金融機関及び銀行法等 の一部を改正する法律 （平成十三年法律第百 十七号）附則第十一条 の規定によりなお従前 の例によるものとされ 、引き続き宅地建物取
第五十八条第一 項第十四号及び 第十六号	第十一条第一項	第五十四条第一項にお いて準用する法第十 一条第一項
第五十八条第一 項第十八号	う 宅地建物取引業者をい	宅地建物取引業者をい い、同法第七十七条第 二項の規定により宅地 建物取引業者とみなさ れる信託会社（宅地建 物取引業法施行令（昭 和三十九年政令第三百 八十三号）第九条第二 項の規定により宅地建 物取引業者とみなされ る信託業務を兼営する 金融機関及び銀行法等 の一部を改正する法律 （平成十三年法律第百 十七号）附則第十一条 の規定によりなお従前 の例によるものとされ 、引き続き宅地建物取

	<p>第五十八條第一 項第二十一号</p>	<p>不動産特定共同事業者をいう</p>	<p>引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。)を含む</p> <p>不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社(不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)第九条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなお従前の例によるもの)とされ、引き続き不動産特</p>
	<p>第五十八條第一 項第十九号</p>	<p>不動産特定共同事業者をいう</p>	<p>引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。)を含む</p> <p>不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社(不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)第九条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなお従前の例によるもの)とされ、引き続き不動産特</p>

<p>2 (略)</p> <p>十一 投資の対象とする令第三条第九号に規定する商品の主な種類</p> <p>十二 投資の対象とする商品投資等取引に係る権利の主な種類</p> <p>十三 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="948 288 1023 499">(略)</td> <td data-bbox="1023 288 1361 499"></td> <td data-bbox="948 499 1023 801">(略)</td> <td data-bbox="1023 499 1361 801"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="948 801 1023 1115">(略)</td> <td data-bbox="1023 801 1361 1115"> <p>定共同事業を営んでい る銀行並びに不動産特 定共同事業法第四十六 条第一項の政令で定め る信託会社を含む。</p> </td> <td data-bbox="948 1115 1023 1131">(略)</td> <td data-bbox="1023 1115 1361 1131"></td> </tr> </table>	(略)		(略)		(略)	<p>定共同事業を営んでい る銀行並びに不動産特 定共同事業法第四十六 条第一項の政令で定め る信託会社を含む。</p>	(略)	
(略)		(略)							
(略)	<p>定共同事業を営んでい る銀行並びに不動産特 定共同事業法第四十六 条第一項の政令で定め る信託会社を含む。</p>	(略)							
<p>2 (略)</p> <p>十一 (新設) (略)</p>	<p>(外国投資信託の運用報告書の表示事項等)</p> <p>第六十三条 法第五十九条において準用する法第十四条第一項に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第三十一条第一項の規定により読み替えられた法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="948 1180 1023 1391">(略)</td> <td data-bbox="1023 1180 1361 1391"></td> <td data-bbox="948 1391 1023 1693">(略)</td> <td data-bbox="1023 1391 1361 1693"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="948 1693 1023 2007">(略)</td> <td data-bbox="1023 1693 1361 2007"> <p>定共同事業を営んでい る銀行並びに不動産特 定共同事業法第四十六 条第一項の政令で定め る信託会社を含む。</p> </td> <td data-bbox="948 2007 1023 2022">(略)</td> <td data-bbox="1023 2007 1361 2022"></td> </tr> </table>	(略)		(略)		(略)	<p>定共同事業を営んでい る銀行並びに不動産特 定共同事業法第四十六 条第一項の政令で定め る信託会社を含む。</p>	(略)	
(略)		(略)							
(略)	<p>定共同事業を営んでい る銀行並びに不動産特 定共同事業法第四十六 条第一項の政令で定め る信託会社を含む。</p>	(略)							

十六 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
<p>（投資法人の現況に関する事項）</p> <p>第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 令第三条第九号に規定する商品につき、種類ごとに、当該営業期間中における種類ごとの売買総量及び売買総額</p> <p>十二 商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。第八十条第一項第七号において同じ。）につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額</p> <p>十三～二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第八十条 各営業期間に係る投資法人の計算書類に係る附属明細書には、別紙様式により次に掲げる事項を表示するほか、投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び資産運用報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 商品明細表</p>	<p>（投資法人の現況に関する事項）</p> <p>第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>十一～二十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第八十条 各営業期間に係る投資法人の計算書類に係る附属明細書には、別紙様式により次に掲げる事項を表示するほか、投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び資産運用報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p>

<p>七 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表 八 (略) 九 繰延資産の償却の状況表(第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。) 十 十三 (略) 2 (略)</p>	<p>(新設) 六 (略) 七 繰延資産の償却の状況表(第九号及び第十号に掲げるものを除く。) 八 十一 (略) 2 (略)</p>
---	--